

令和2年度

# 埼玉県公立学校における児童生徒の問題行動・不登校等 生徒指導上の諸課題に関する調査結果の概要

令和3年11月 埼玉県教育委員会

## I 調査の趣旨

児童生徒の問題行動等について、埼玉県公立学校の状況を調査・分析することにより、教育現場における生徒指導上の取組のより一層の充実に資するとともに、その実態把握を行うことにより、児童生徒の問題行動等の未然防止、早期発見・早期対応に、また、不登校児童生徒への適切な支援につなげていくもの。

## II 調査対象期間

令和2年4月1日から令和3年3月31日までの1年間

## III 内容

- |        |  |        |  |
|--------|--|--------|--|
| 1 いじめ  | (1) いじめの認知件数<br>(2) いじめの態様別状況<br>(3) 学年別いじめの認知件数<br>(4) いじめの現在の状況<br>(5) いじめの発見のきっかけ<br>(6) いじめを認知した学校数<br>アンケート調査の実施状況<br>(7) いじめの重大事態の発生件数 | 3 不登校  | (1) 小・中学校における不登校児童生徒数<br>(2) 小・中学校における学年別不登校児童生徒数<br>(3) 高等学校における不登校生徒数<br>高等学校における学年別不登校生徒数<br>(4) 小・中学校における不登校の要因<br>(5) 高等学校における不登校の要因<br>(6) 小・中学校における学校内外の機関等で相談・指導等を受けた人数<br>(7) 高等学校における学校内外の機関等で相談・指導等を受けた人数<br>(8) 不登校児童生徒のうち90日以上欠席した児童生徒数 |
| 2 暴力行為 | (1) 暴力行為の発生件数<br>(2) 暴力行為の態様別発生件数<br>(3) 暴力行為の加害児童生徒数<br>(4) 暴力行為の学年別加害児童生徒数   | 4 中途退学 | (1) 高等学校における中途退学の状況<br>(2) 学年別中途退学者数<br>(3) 中途退学の事由  |
|        |  | 5 自殺   | (1) 自殺の状況  |

# 調査結果を受けて

## 1 いじめ

- 小・中・高等学校及び特別支援学校におけるいじめの認知件数は、26,022件（前年度22,901件）であり、前年度から13.6%増加している。学校種別に見ると小学校のみ増加しており、中・高・特別支援学校では減少している。
- 小学校の増加については、初期段階のものも含め、小さなものも見逃すことなく積極的に認知した結果であると考えている。また、コロナ禍により普段以上の負担がかかっているとの認識の基、特に発達段階で配慮が必要な小学校において、より丁寧に子供同士の関係性に目を配った結果と考えられる。
- いじめの重大事態発生件数は、33件（前年度41件）で減少しているが、小学校における2号重大事態（相当期間の欠席）が増加している。引き続き、いじめ問題に初期段階から適切に対応することで、重大事態に至らないよう取り組んでいく必要がある。一方で、いじめ防止対策推進法に基づき、取り上げるべきものは適切に取り上げなければならないと捉えている。
- 各学校においては、それぞれの教職員がアンテナを高くして、児童生徒のささいな変化や悩みを見逃さないようにすることが重要である。また、いじめを認知したときは、教員個人で決して抱え込むことなく学校全体で組織的に対応することが必須である。あわせて、家庭との連携を密にするとともに、個々の状況に応じて専門家や関係機関等と連携しながら、教育相談体制を充実させるよう取り組んでいく。

## 2 暴力行為

- 小・中・高等学校における、暴力行為の発生件数は3,925件（前年度4,601件）であり、前年度から14.7%減少している。学校種別に見ると全ての校種で減少している。
- 暴力行為等の背景には、人間関係や家庭環境、発達上の課題や精神面の不安定さ、学習への取組状況など、様々な背景がある。表出した「暴力」という行為だけに目を向けるのではなく、生徒一人一人が抱えている背景を捉えた指導や支援が必要である。そのためには、より一層、学校間の連携や家庭、医療機関や警察等との連携による教育相談体制を充実させるよう取り組んでいく。

# 調査結果を受けて

## 3 不登校

- 小・中学校における不登校児童生徒数は8,934人（前年度8,275人）であり、前年度から8.0%増加している。高等学校における不登校生徒数は、1,707人（前年度2,179人）であり、前年度から21.7%減少している。
- 小・中学校の不登校児童生徒数が増加していることは、不登校に対する社会の見方が「問題行動」から「理解し、受容するもの」へと変化していることが要因だと捉えている。一方で、学業の遅れや進路選択上の不利益、社会的自立へのリスクが存在することから、専門家や外部機関等と連携しながら学習機会の確保や教育相談体制の充実に更に取り組んでいく。

## 4 中途退学

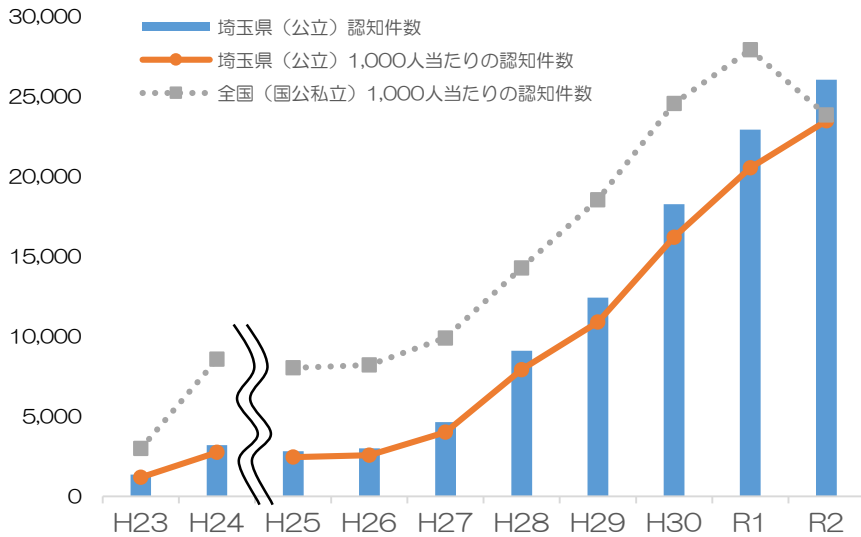
- 高等学校における中途退学者数は、971人（前年度1,333人）であり、前年度から27.2%減少している。在籍者に占める割合は0.8%（前年度1.1%）である。
- 中途退学の事由としては「学校生活・学業不適應」が大きな割合を占めるが、人数は減少している。特に1年生で大きく減少している。
- 引き続き、学校生活に意義を見出せない、新たな人間関係の構築につまずくといった生徒を始め、複雑化・多様化する個々の悩みや状況に応じた丁寧な支援が行えるよう教育相談体制の充実に取り組んでいく。

## 5 自殺

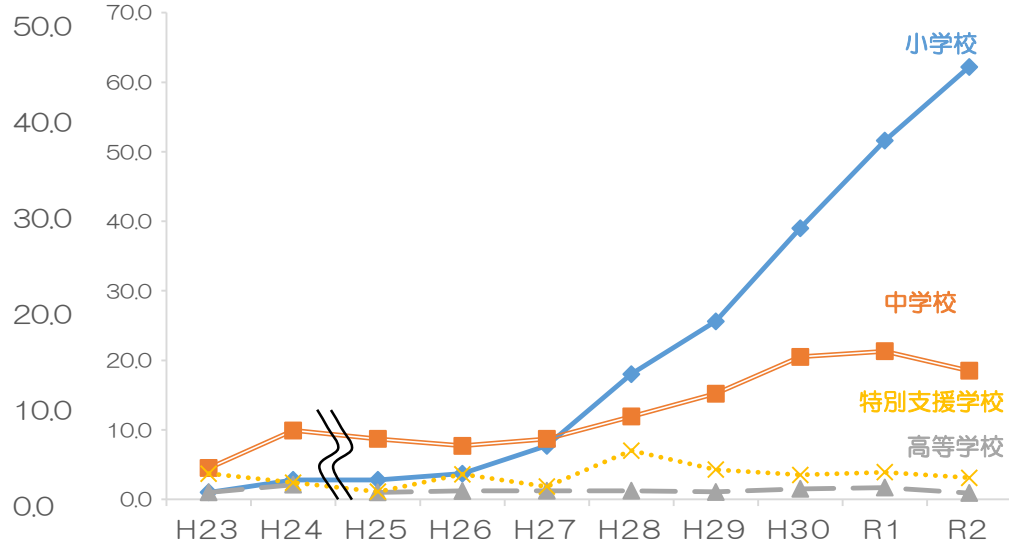
- 小・中・高等学校における自殺が疑われる事案の件数は21件（前年度15件）であり、極めて憂慮すべき状況である。
- 中には、精神面で不安定さを抱えていた児童生徒もいることから、東京大学大学院との連携協定に基づいて行っている「学校におけるメンタルヘルスリテラシーの向上」に向けた取組をより一層充実させる必要がある。
- 各学校においては、教職員一人一人がアンテナを高く張り、児童生徒のささいな変化を見逃さないことが重要である。また、児童生徒が、学校や保護者に直接相談しづらい悩みや不安もあることから、24時間の電話相談やSNS相談など学校以外の相談窓口も併せて活用し、悩みや不安を抱える児童生徒の早期発見、早期対応に引き続き取り組んでいく。

# 1 いじめ (1) いじめの認知件数

いじめの認知件数の推移（件）



1,000人当たりのいじめの認知件数の推移（件）



いじめの認知件数（件）

埼玉県（公立）	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2
小学校	383	1,083	1,074	1,389	2,860	6,708	9,494	14,420	18,901	22,613
中学校	850	1,848	1,622	1,438	1,615	2,178	2,750	3,633	3,766	3,279
高等学校	118	254	131	155	156	155	133	179	204	106
特別支援学校	22	15	7	25	13	51	32	27	30	24
合計	1,373	3,200	2,834	3,007	4,644	9,092	12,409	18,259	22,901	26,022

1,000人当たりのいじめの認知件数（件）

埼玉県（公立）	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2
小学校	1.0	2.8	2.8	3.7	7.7	18.0	25.6	39.0	51.6	62.2
中学校	4.5	9.9	8.7	7.7	8.7	11.9	15.2	20.5	21.3	18.5
高等学校	1.0	2.1	1.0	1.2	1.2	1.2	1.1	1.5	1.7	0.9
特別支援学校	3.7	2.4	1.1	3.6	1.8	7.0	4.3	3.5	3.9	3.1
合計	2.0	4.6	4.1	4.3	6.7	13.2	18.2	27.0	34.2	39.1

- 小・中・高等学校及び特別支援学校における、いじめの認知件数は26,022件（前年度22,901件）であり、前年度から13.6%増加している。
- 児童生徒1,000人当たりの認知件数は39.1件（前年度34.2件）である。
- 学校種別に見ると、小学校のみ増加している。

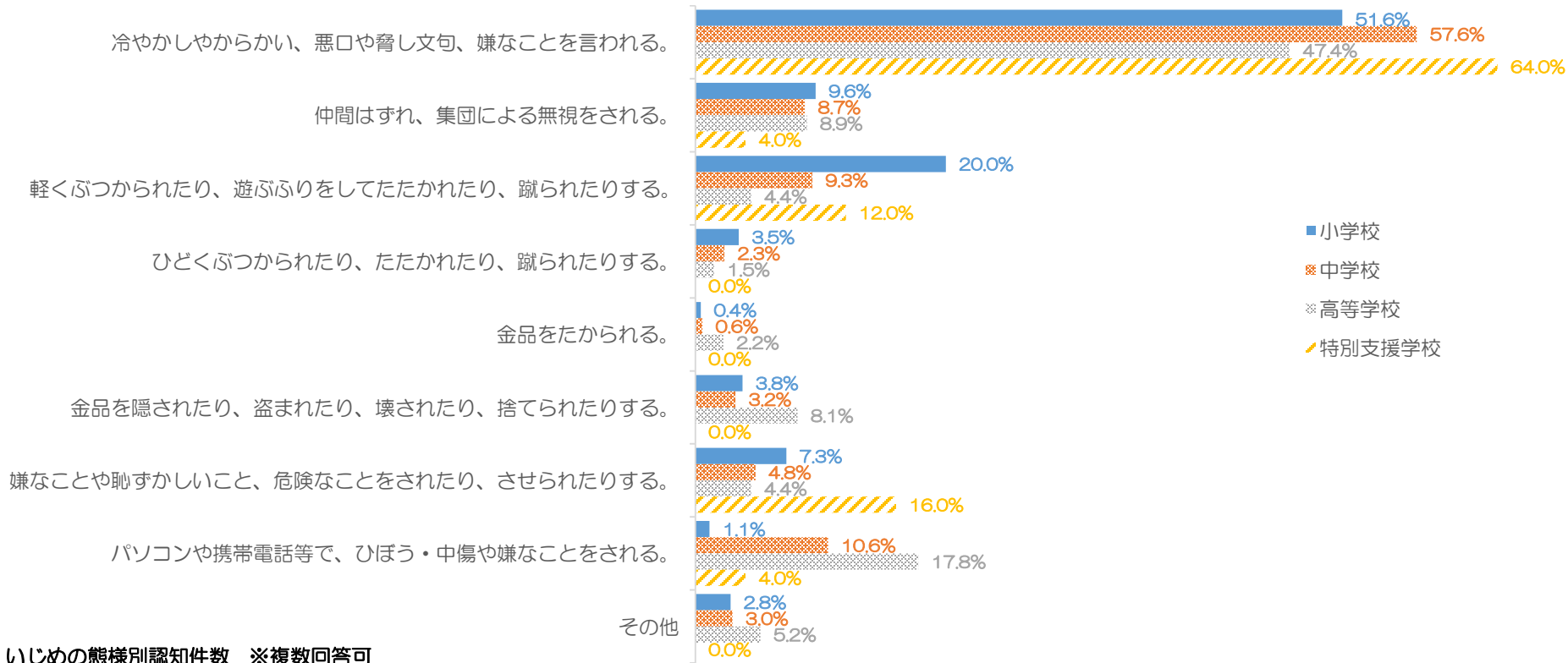
※ 平成25年度からは高等学校通信制課程も調査対象に含めている。また、同年度からいじめの定義を変更している。

国（国公立）	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2
小学校	4.8	17.4	17.8	18.6	23.2	36.5	49.1	66.0	75.8	66.5
中学校	8.6	17.8	15.6	15.0	17.1	20.8	24.0	29.8	32.8	24.9
高等学校	1.8	4.8	3.1	3.2	3.6	3.7	4.3	5.2	5.4	4.0
特別支援学校	2.7	6.4	5.9	7.3	9.4	12.4	14.5	19.0	21.7	15.9
合計	5.0	14.3	13.4	13.7	16.5	23.8	30.9	40.9	46.5	39.7

# 1 いじめ (2) いじめの態様別状況

- いじめの態様では、全ての学校種で「冷やかしゃからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる」が最も多い。
- 小・中・高等学校と年齢が上がるにつれて、「パソコンや携帯電話等で、ひぼう・中傷や嫌なことをされる」の割合が高くなっている。

いじめの態様別認知件数 構成比 ※複数回答可



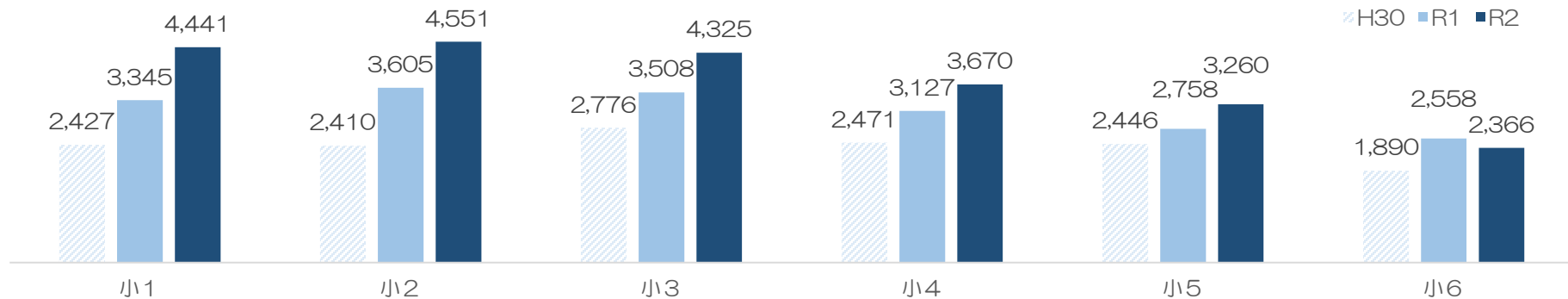
いじめの態様別認知件数 ※複数回答可

	小学校			中学校			高等学校			特別支援学校			合計		
	H30	R1	R2	H30	R1	R2	H30	R1	R2	H30	R1	R2	H30	R1	R2
冷やかしゃからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。	9,558	11,931	13,376	2,548	2,806	2,143	124	111	64	17	17	16	12,247	14,865	15,599
仲間はずれ、集団による無視をされる。	1,646	1,998	2,483	415	402	325	26	26	12	1	0	1	2,088	2,426	2,821
軽くぶつかられたり、遊ぶふりをしてたたかれたり、蹴られたりする。	3,079	3,663	5,179	329	331	347	14	21	6	3	7	3	3,425	4,022	5,535
ひどくぶつかられたりたたかれたり、蹴られたりする。	510	761	897	85	78	86	11	11	2	2	0	0	608	850	985
金品をたかられる。	58	105	110	29	30	21	8	8	3	0	1	0	95	144	134
金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。	596	947	975	134	147	119	4	12	11	0	3	0	734	1,109	1,105
嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。	913	1,259	1,880	137	216	178	17	23	6	1	2	4	1,068	1,500	2,068
パソコンや携帯電話等で、ひぼう・中傷や嫌なことをされる。	140	230	292	356	332	394	32	40	24	9	5	1	537	607	711
その他	403	526	725	97	66	110	1	11	7	0	1	0	501	604	842
合計	16,903	21,420	25,917	4,130	4,408	3,723	237	263	135	33	36	25	21,303	26,127	29,800

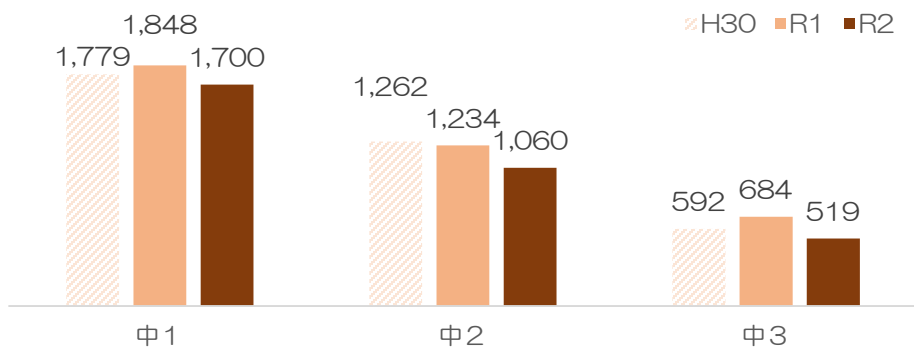
# 1 いじめ

## (3) 学年別いじめの認知件数

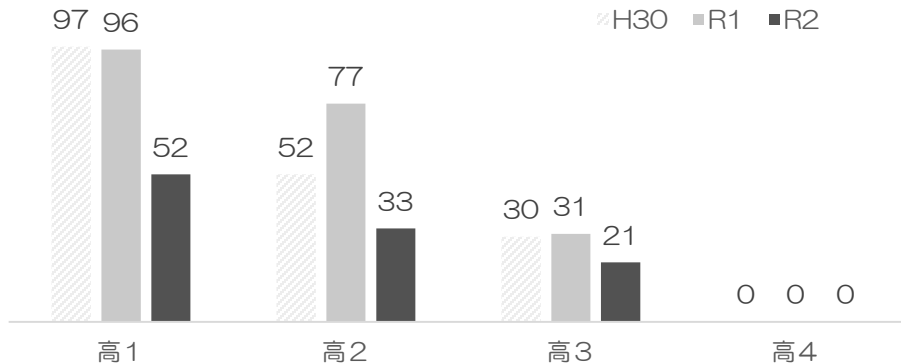
小学校（件）



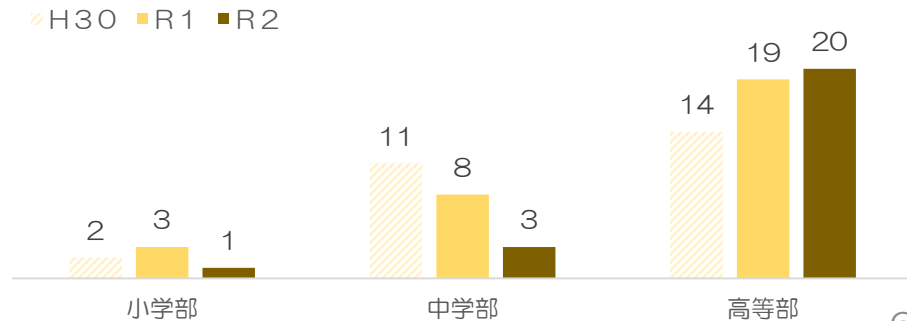
中学校（件）



高等学校（件）



特別支援学校（件）

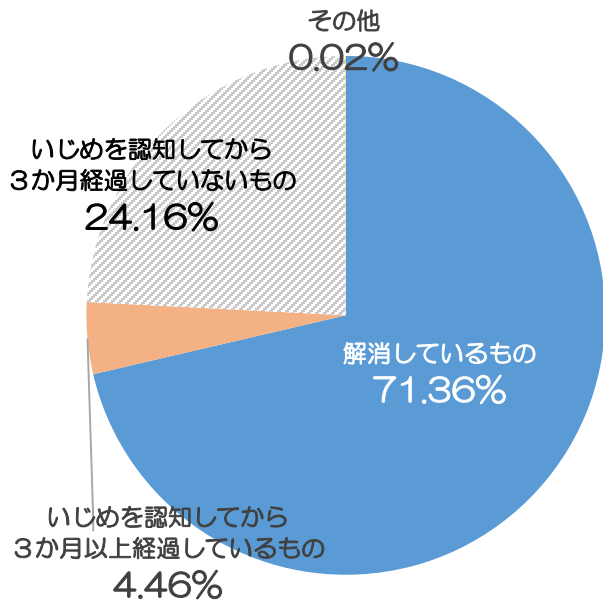


- 学年別いじめの認知件数では、小学校において、学年が下がるにつれて前年度より増加している。
- 中学校、高等学校においては1年生の認知件数が多い。

# 1 いじめ

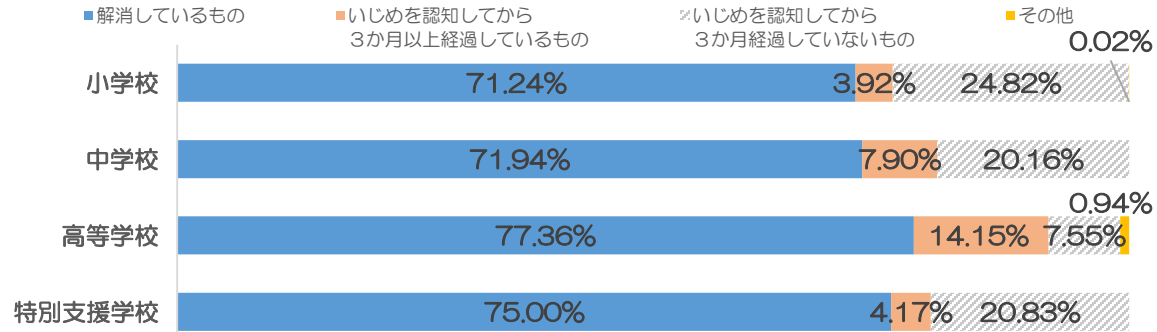
## (4) いじめの現在の状況

いじめの現在の状況 ※ 年度末現在の状況



いじめの現在の状況 (件) ※ 年度末現在の状況

区分	解消しているもの (日常的に観察中)	いじめを認知してから 3か月以上経過しているもの	いじめを認知してから 3か月経過していないもの	その他	合計
小学校	16,109 71.24%	886 3.92%	5,613 24.82%	5 0.02%	22,613 100%
中学校	2,359 71.94%	259 7.90%	661 20.16%	0 0.00%	3,279 100%
高等学校	82 77.36%	15 14.15%	8 7.55%	1 0.94%	106 100%
特別支援学校	18 75.00%	1 4.17%	5 20.83%	0 0.00%	24 100%
合計	18,568 71.36%	1,161 4.46%	6,287 24.16%	6 0.02%	26,022 100%



※「解消している」状態とは、少なくとも次の二つの要件が満たされている必要がある。ただし、これらの要件が満たされる場合であっても、必要に応じ、他の事情も勘案して判断するものとする。

① いじめに係る行為の解消

被害者に対する心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）が止んでいる状態が相当の期間継続していること。この相当の期間とは、少なくとも3か月を目安とする。ただし、いじめの被害の重大性等から更に長期の期間が必要であると判断される場合は、この目安にかかわらず、学校の設置者又は学校いじめ対策組織の判断により、より長期の期間を設定するものとする。

② 被害児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと

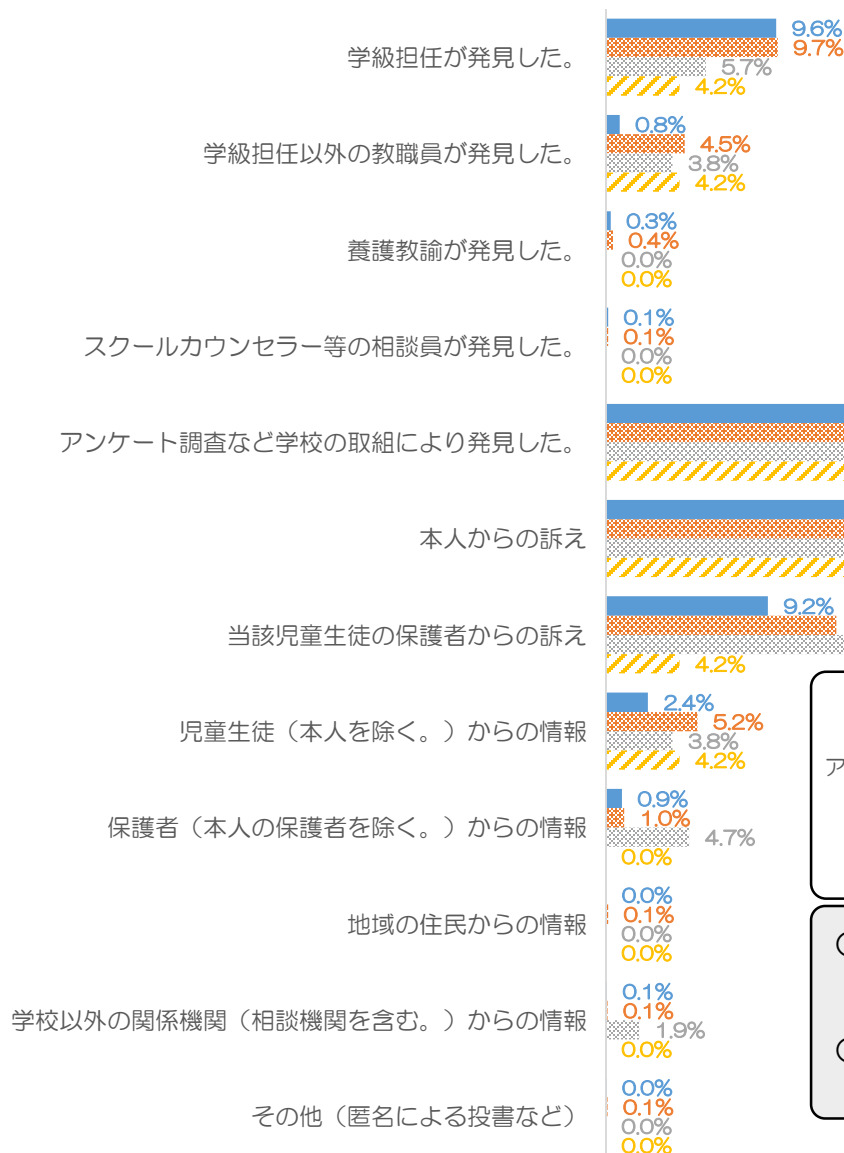
いじめに係る行為が止んでいるかどうかを判断する時点において、被害児童生徒がいじめの行為により心身の苦痛を感じてないと認められること。被害児童生徒本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。

- 小・中・高等学校及び特別支援学校における、いじめが解消しているものの割合は71.4%である。
- いじめの解消の定義とされる「認知してから3か月」を経過していないものの割合は24.2%である。
- 高等学校では、3か月以上経過しても解消に至っていない割合が高い。

# 1 いじめ

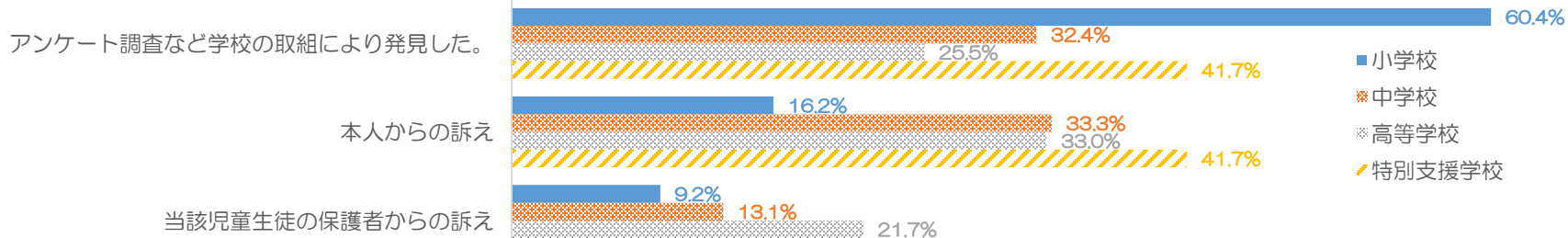
## (5) いじめの発見のきっかけ

いじめの発見のきっかけ 構成比

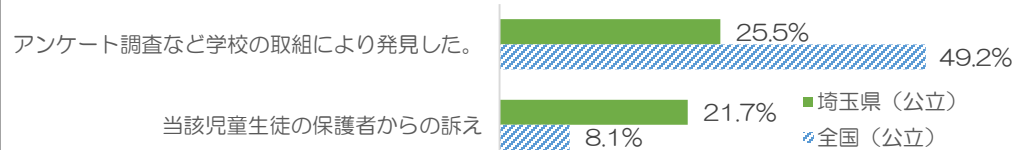


いじめの発見のきっかけ 区分別件数(件)

区分	小学校	中学校	高等学校	特別支援学校
学級担任が発見した。	2,182	319	6	1
学級担任以外の教職員が発見した。	177	146	4	1
養護教諭が発見した。	62	13	0	0
スクールカウンセラー等の相談員が発見した。	28	4	0	0
アンケート調査など学校の取組により発見した。	13,663	1,062	27	10
本人からの訴え	3,654	1,093	35	10
当該児童生徒の保護者からの訴え	2,075	428	23	1
児童生徒（本人を除く。）からの情報	539	170	4	1
保護者（本人の保護者を除く。）からの情報	206	34	5	0
地域の住民からの情報	6	4	0	0
学校以外の関係機関（相談機関を含む。）からの情報	14	3	2	0
その他（匿名による投書など）	7	3	0	0
合計	22,613	3,279	106	24



いじめの発見のきっかけ 全国との比較（高等学校）



- いじめの発見のきっかけでは、小学校において「アンケート調査など学校の取組により発見した。」の割合が高い。認知した件数は13,663件になる。
- 高等学校においては、保護者からの訴えによりいじめが発見された割合が小・中学校や全国に比べて高い。

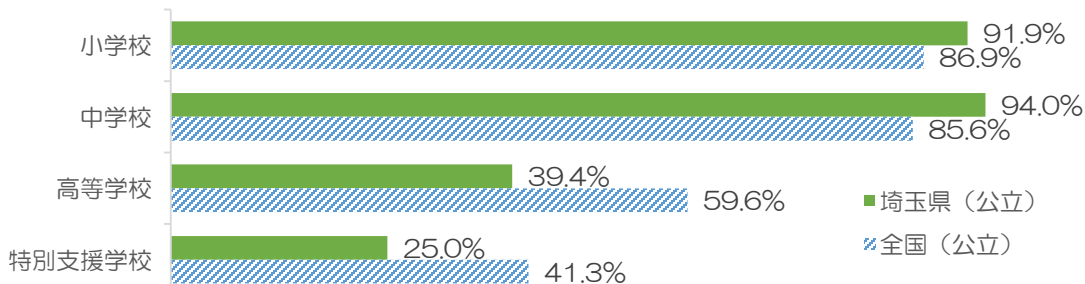


# 1 いじめ

## いじめを認知した学校数 (6) アンケート調査の実施状況

- 高等学校・特別支援学校における、いじめを認知している学校の割合は全国に比べて低い。
- また、アンケート調査の実施状況では、高等学校及び特別支援学校における「年2～3回」「年4回以上」の割合が小・中学校や全国に比べて低い。

いじめを認知した学校数の割合



いじめを認知した学校数の推移（校）

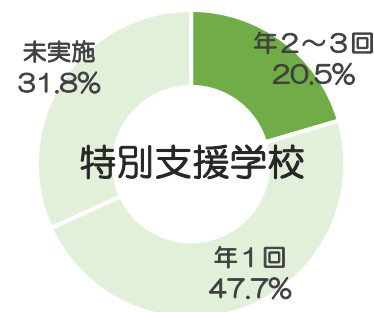
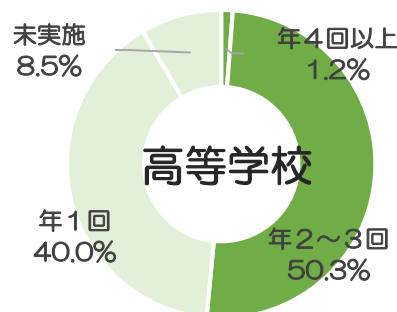
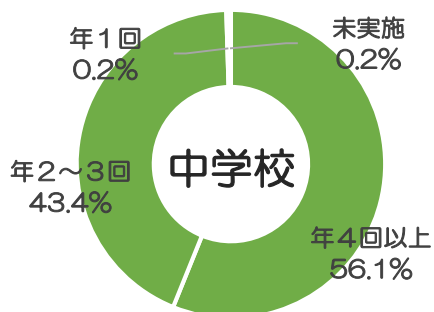
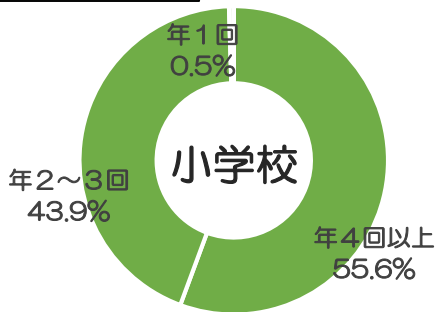
埼玉県（公立）	H28	H29	H30	R1	R2
小学校	611	676	754	756	742
中学校	353	367	397	399	392
高等学校	66	61	76	95	65
特別支援学校	12	9	9	10	11
合計	1,042	1,113	1,236	1,260	1,210

全国（公立）	H28	H29	H30	R1	R2
小学校	14,174	15,615	16,960	17,294	16,798
中学校	7,557	7,922	8,361	8,438	8,086
高等学校	2,349	2,539	2,802	2,860	2,440
特別支援学校	333	391	467	497	449
合計	24,413	26,467	28,590	29,089	27,773

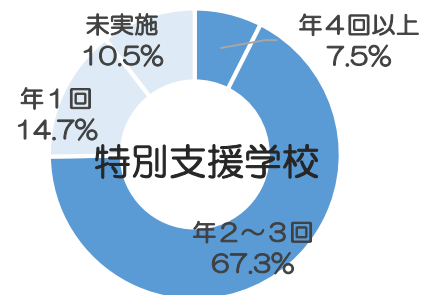
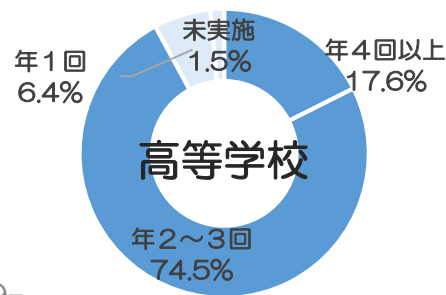
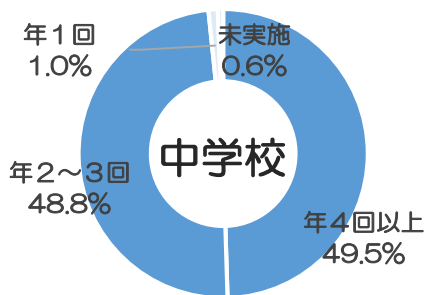
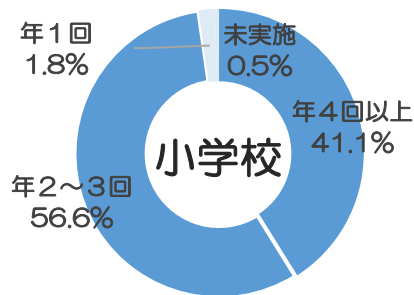
アンケート調査の実施状況

※ 小数点第1位までの表示で統一しているため、100%にならない場合もある。

埼玉県（公立）



全国（公立）



# 1 いじめ

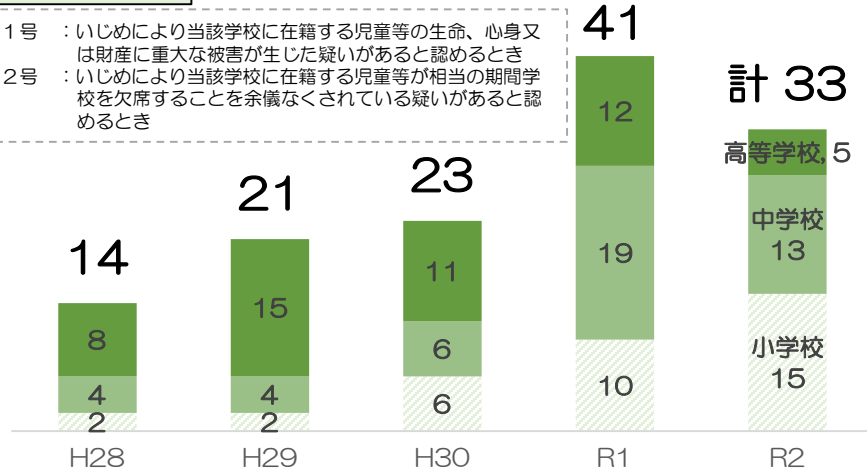
## (7) いじめの重大事態の発生件数

- いじめの重大事態の発生件数は、33件（前年度41件）。うち、いじめ防止対策推進法第28条第1項第1号に規定するものは16件（前年度23件）、同項第2号に規定するものは25件（前年度25件）である。
- 小学校における同項第2号に規定するものが増加している。

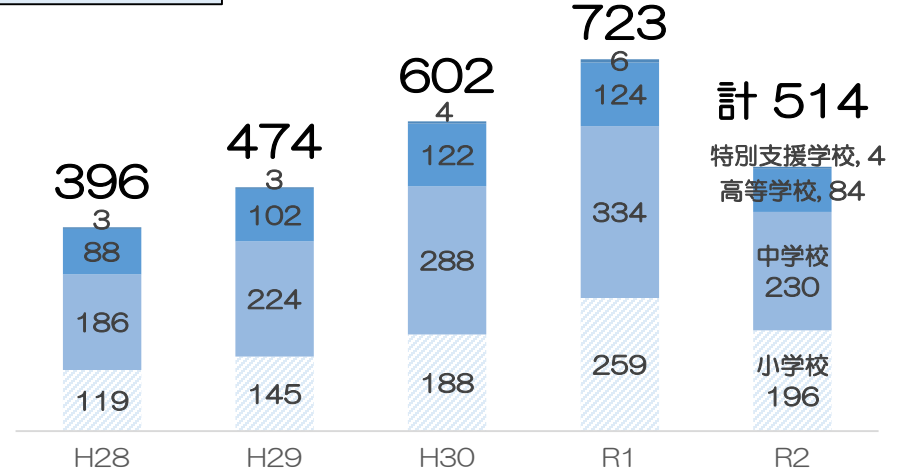
いじめの重大事態の発生件数の推移（件）

### 埼玉県（公立）

- 1号：いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき  
 2号：いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき



### 全国（国公立）



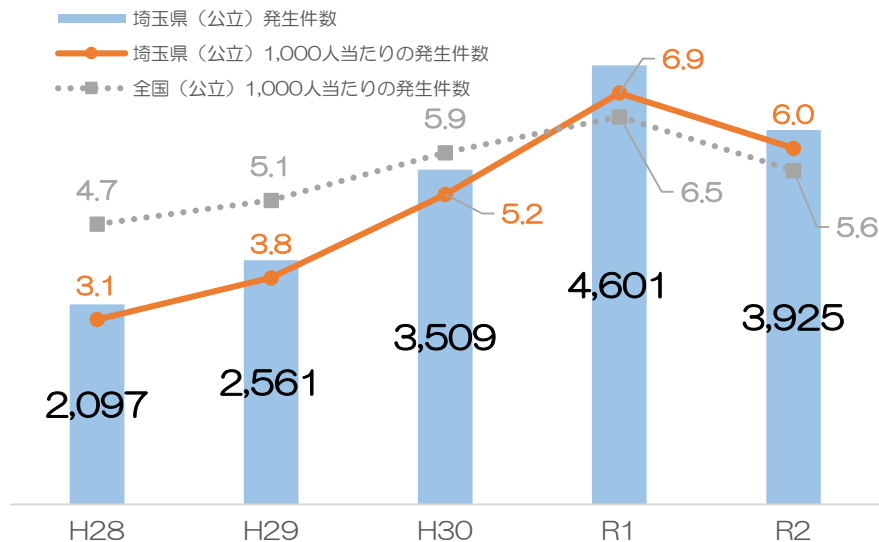
埼玉県（公立）		H28	H29	H30	R1	R2
小学校	発生件数	2	2	6	10	15
小学校	1号	2	1	2	7	6
小学校	2号	0	1	4	5	11
中学校	発生件数	4	4	6	19	13
中学校	1号	2	4	1	7	7
中学校	2号	4	0	5	14	9
高等学校	発生件数	8	15	11	12	5
高等学校	1号	3	8	7	9	3
高等学校	2号	6	11	8	6	5
特別支援学校	発生件数	0	0	0	0	0
特別支援学校	1号	0	0	0	0	0
特別支援学校	2号	0	0	0	0	0
合計	発生件数	14	21	23	41	33
合計	1号	7	13	10	23	16
合計	2号	10	12	17	25	25

国（国公立）		H28	H29	H30	R1	R2
小学校	発生件数	119	145	188	259	196
小学校	1号	42	46	83	99	76
小学校	2号	92	116	134	196	143
中学校	発生件数	186	224	288	334	230
中学校	1号	83	104	124	137	109
中学校	2号	128	143	205	233	155
高等学校	発生件数	88	102	122	124	84
高等学校	1号	35	40	62	61	51
高等学校	2号	59	71	78	86	47
特別支援学校	発生件数	3	3	4	6	4
特別支援学校	1号	1	1	1	4	3
特別支援学校	2号	2	2	3	2	2
合計	発生件数	396	474	602	723	514
合計	1号	161	191	270	301	239
合計	2号	281	332	420	517	347

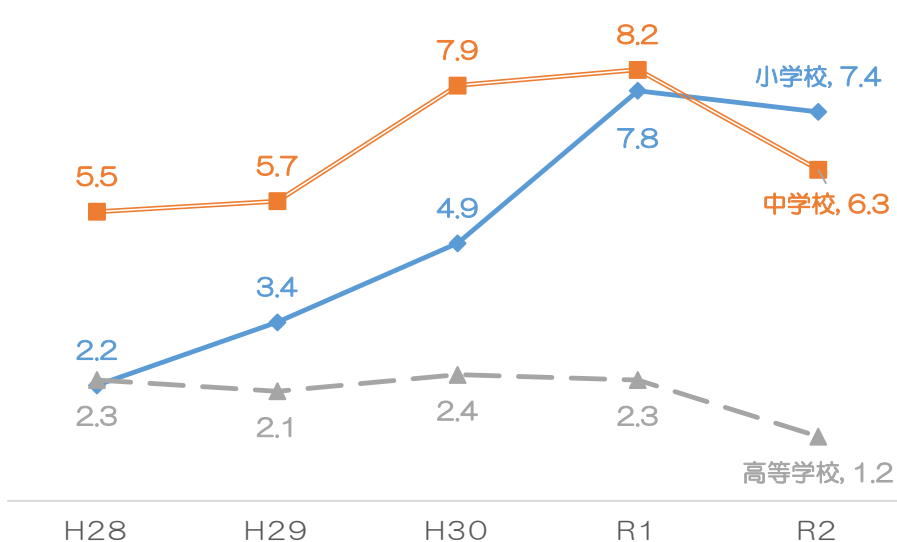
# 2 暴力行為

## (1) 暴力行為の発生件数

暴力行為の発生件数の推移（件）



1,000人当たりの暴力行為の発生件数の推移（件）



暴力行為の発生件数（件）

埼玉県（公立）	H28	H29	H30	R1	R2
小学校	810	1,264	1,821	2,877	2,676
中学校	1,002	1,038	1,396	1,447	1,106
高等学校	285	259	292	277	143
合計	2,097	2,561	3,509	4,601	3,925

1,000人当たりの暴力行為の発生件数（件）

埼玉県（公立）	H28	H29	H30	R1	R2
小学校	2.2	3.4	4.9	7.8	7.4
中学校	5.5	5.7	7.9	8.2	6.3
高等学校	2.3	2.1	2.4	2.3	1.2
合計	3.1	3.8	5.2	6.9	6.0

全国（公立）	H28	H29	H30	R1	R2
小学校	3.5	4.4	5.7	6.8	6.5
中学校	9.2	8.9	9.3	9.1	6.9
高等学校	1.9	1.9	2.2	2.1	1.3
合計	4.7	5.1	5.9	6.5	5.6

- 小・中・高等学校における、暴力行為の発生件数は3,925件（前年度4,601件）であり、前年度から14.7%減少している。
- 児童生徒1,000人当たりの発生件数は6.0件（前年度6.9件）である。

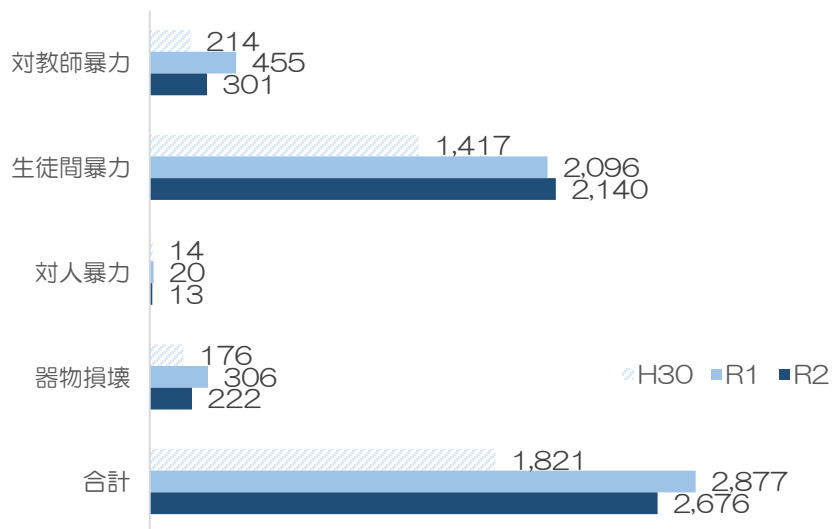
※ 暴力行為の調査対象について

「当該暴力行為によってけががあるかないかといったことや、けがによる病院の診断書、被害者による警察への被害届の有無などにかかわらず」、暴力行為に該当するものを全て対象とする。

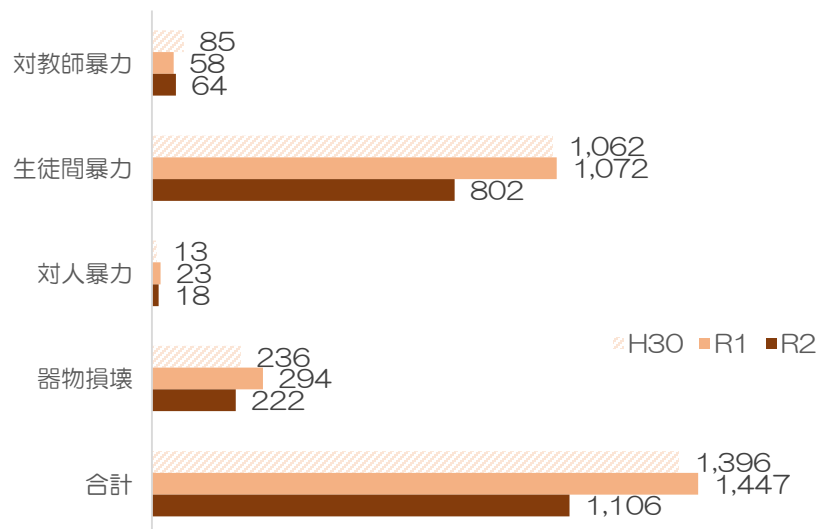
# 2 暴力行為

## (2) 暴力行為の態様別発生件数

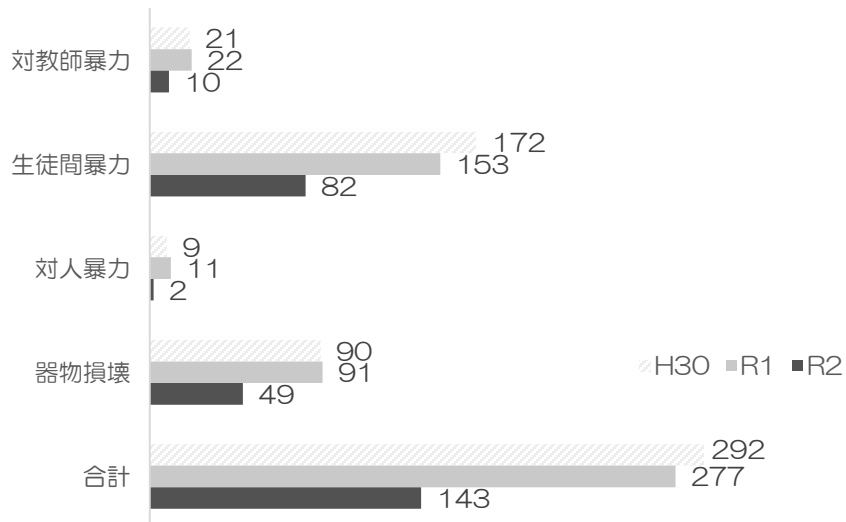
小学校（件）



中学校（件）



高等学校（件）



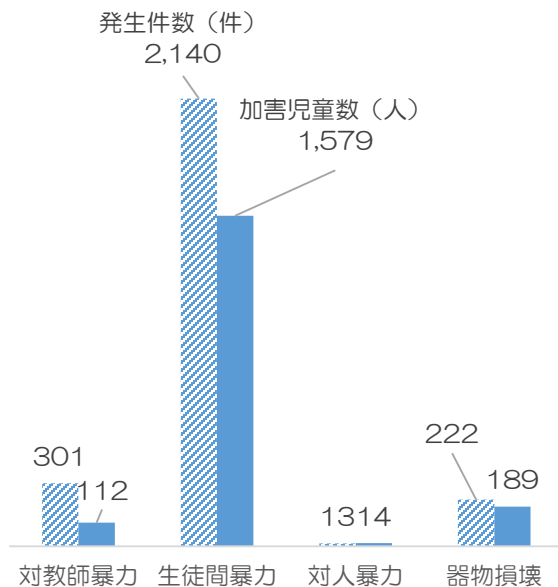
- いずれの学校種においても、生徒間暴力が最も多い。
- 小学校においては、生徒間暴力が微増している。

# 2 暴力行為

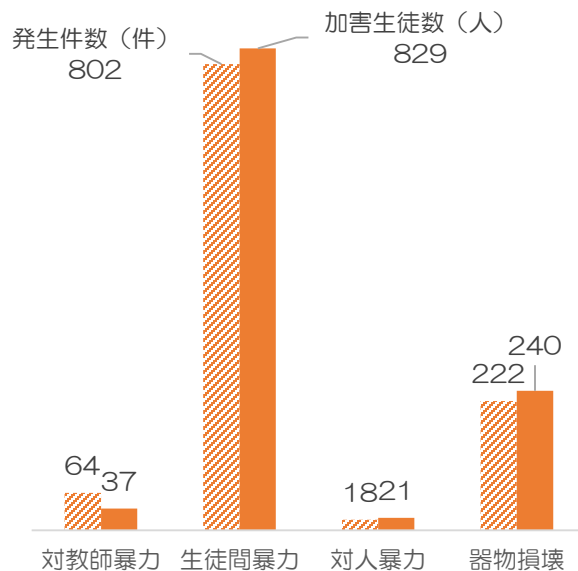
## (3) 暴力行為の加害児童生徒数

- 小学校では、同じ児童が繰り返し暴力行為を行っている傾向がある。
- 高等学校では、複数の生徒で暴力行為を行っている傾向が見られる。

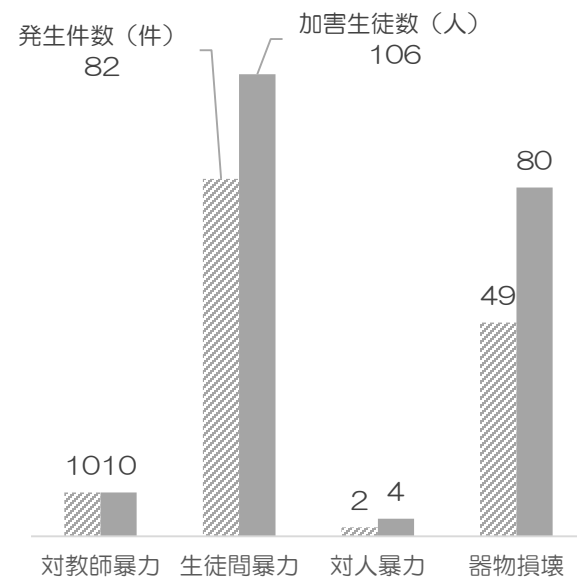
小学校



中学校

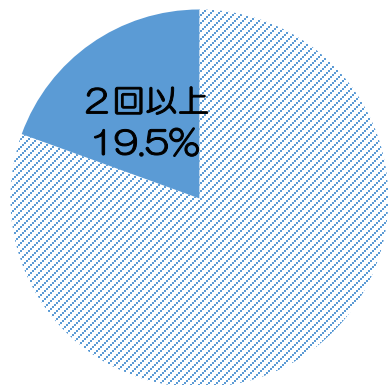


高等学校

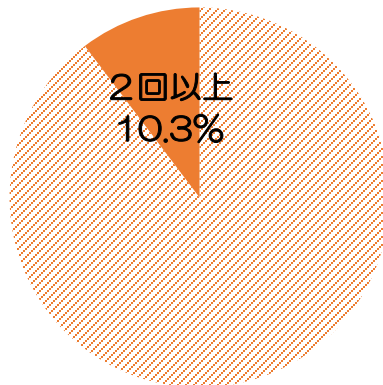


加害児童生徒数のうち、暴力行為を2回以上行った児童生徒の割合

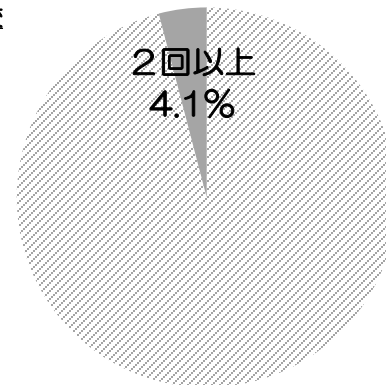
小学校



中学校



高等学校



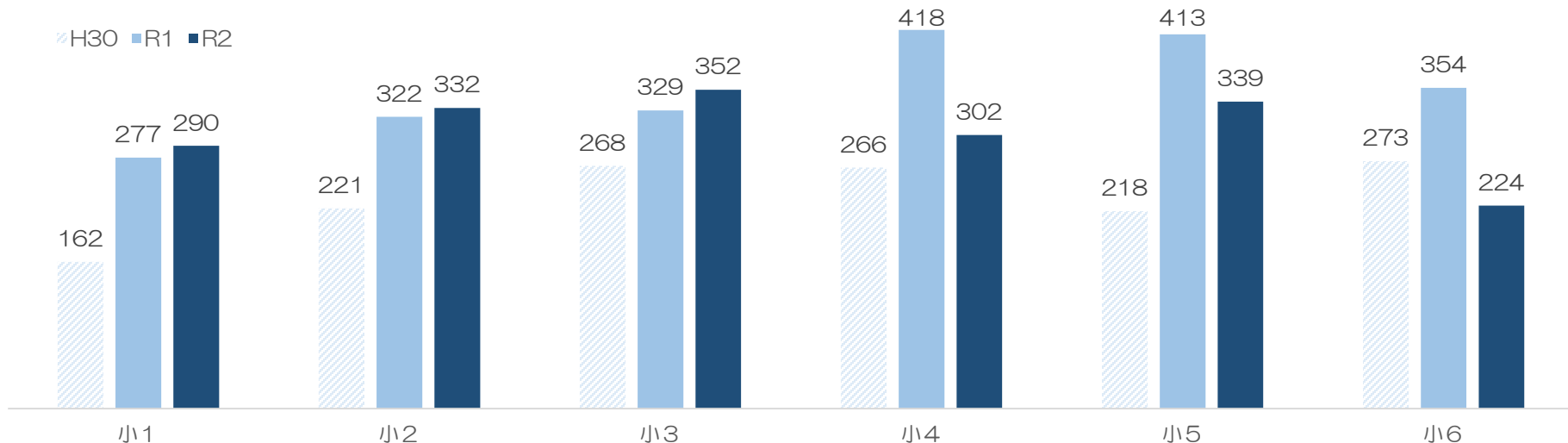
# 2 暴力行為

## (4) 暴力行為の学年別加害児童生徒数

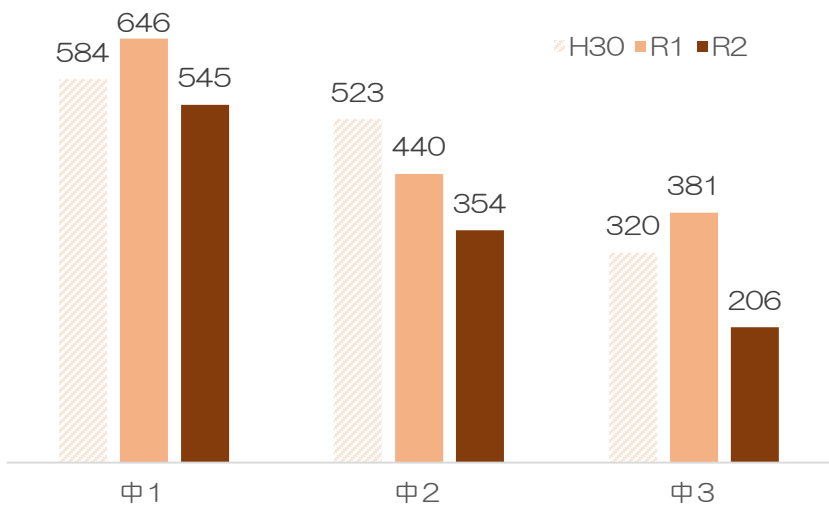
- 学年別加害児童生徒数は、小学校低学年で増加し、高学年では減少している。
- 中学校、高等学校においては1年生の加害生徒数が多い。

※ 暴力行為の加害別児童生徒数は今回調査で定義の変更を行っているため、前年度と単純に比較することはできない。  
(例) 令和元年度 「生徒間暴力」2件「器物損壊」1件 →2人  
令和2年度 「生徒間暴力」2件「器物損壊」1件 →1人

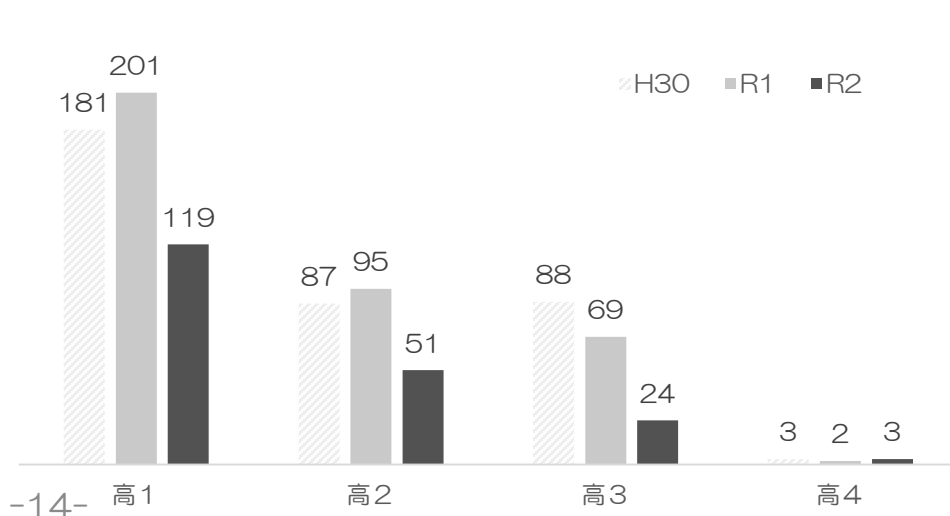
小学校(人)



中学校(人)



高等学校(人)

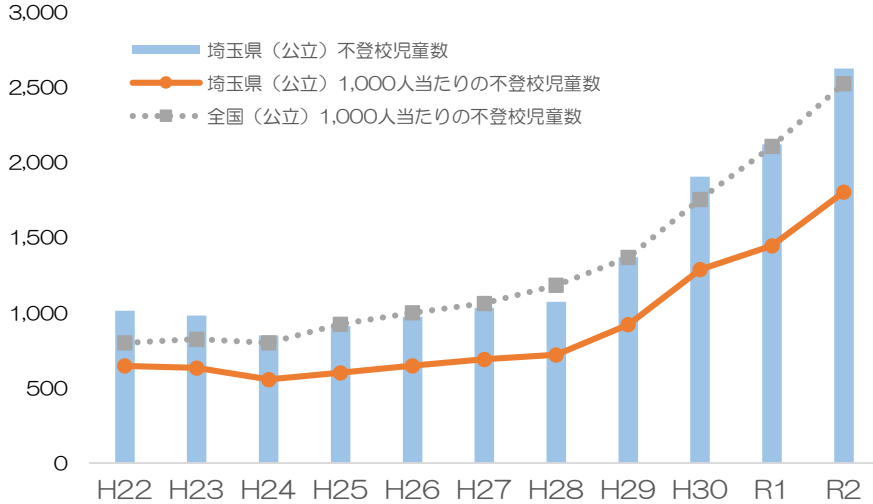


# 3 不登校

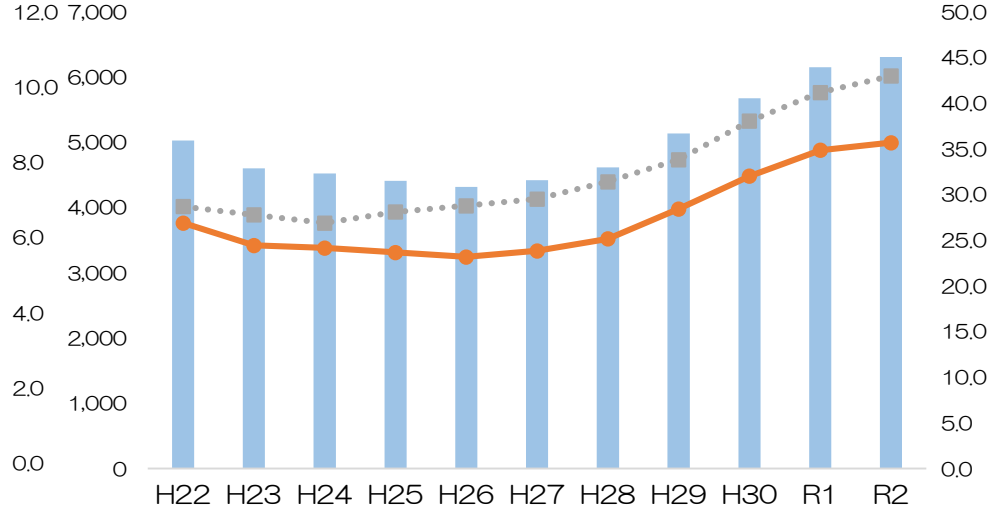
## (1) 小・中学校における不登校児童生徒数

- 小・中学校での不登校児童生徒数は8,934人（前年度8,275人）であり、前年度から8.0%増加している。
- 1,000人当たりの不登校児童生徒数は16.5人（前年度15.2人）であり、全国と同様に増加傾向にある。

小学校における不登校児童数の推移（人）



中学校における不登校生徒数の推移（人）



不登校児童生徒数（人）

埼玉県（公立）	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2
小学校	982	850	912	974	1,032	1,073	1,368	1,906	2,121	2,624
中学校	4,604	4,526	4,414	4,318	4,420	4,617	5,138	5,678	6,154	6,310
合計	5,586	5,376	5,326	5,292	5,452	5,690	6,506	7,584	8,275	8,934

1,000人当たりの不登校児童生徒数（人）

埼玉県（公立）	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2
小学校	2.5	2.2	2.4	2.6	2.8	2.9	3.7	5.2	5.8	7.2
中学校	24.4	24.2	23.7	23.2	23.9	25.2	28.4	32.0	34.9	35.7
合計	9.7	9.4	9.4	9.4	9.8	10.2	11.8	13.9	15.2	16.5

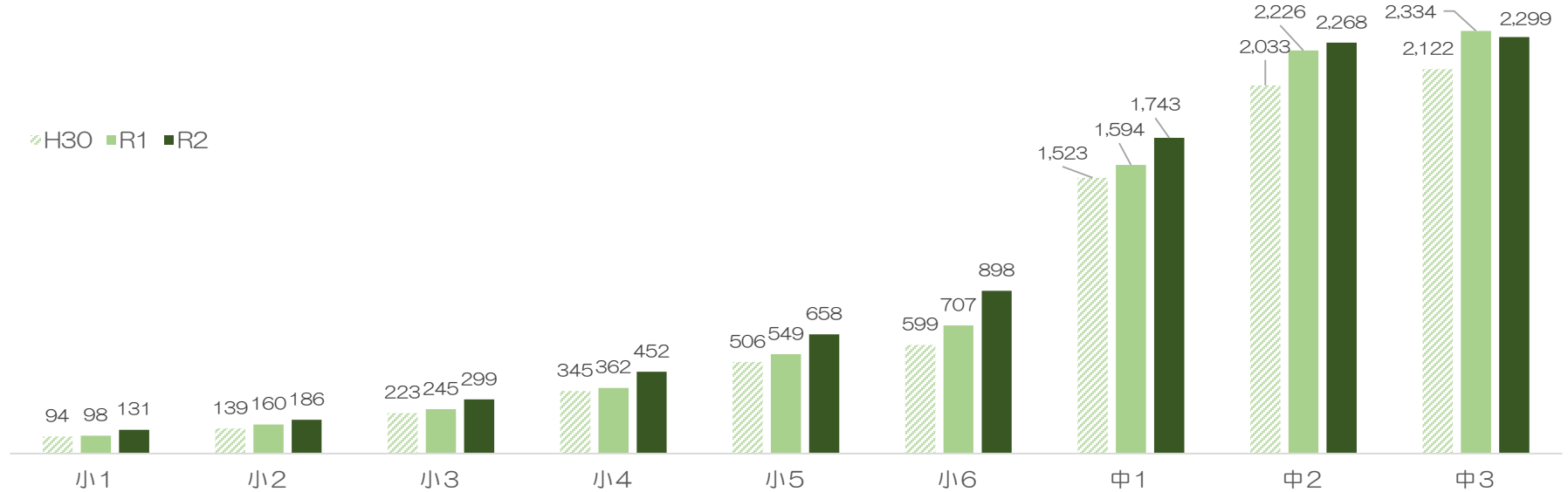
全国（公立）	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2
小学校	3.3	3.2	3.7	4.0	4.3	4.7	5.5	7.0	8.4	10.1
中学校	27.8	26.9	28.1	28.8	29.5	31.4	33.8	38.1	41.2	43.0
合計	11.3	11.0	11.8	12.2	12.7	13.6	14.7	17.0	19.0	20.7

# 3 不登校

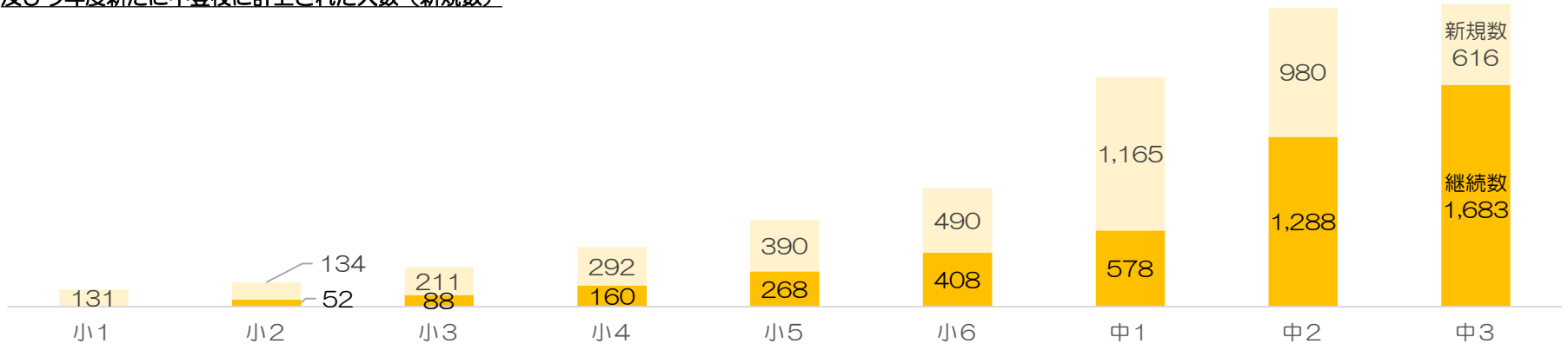
## (2) 小・中学校における学年別不登校児童生徒数

- 小・中学校における不登校児童生徒数は学年を追うごとに増加している。
- 中学校1年生で新たに不登校となる生徒が多く、中学校2・3年生では、継続して不登校となる生徒が多い。

学年別不登校児童生徒数の推移（人）



不登校児童生徒数のうち、前年度不登校に計上された人数（継続数）及び今年度新たに不登校に計上された人数（新規数）



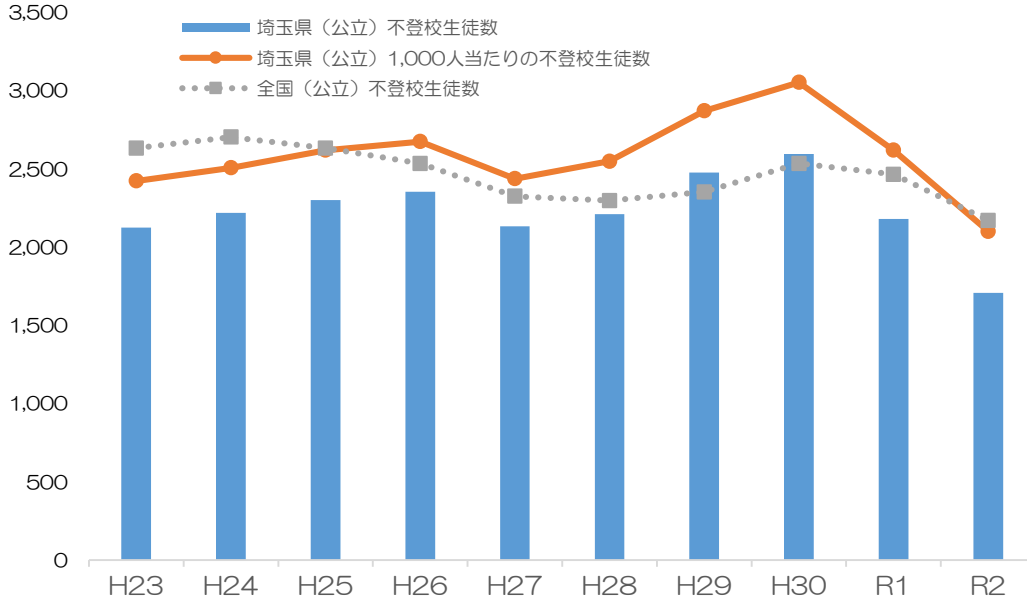


# 3 不登校

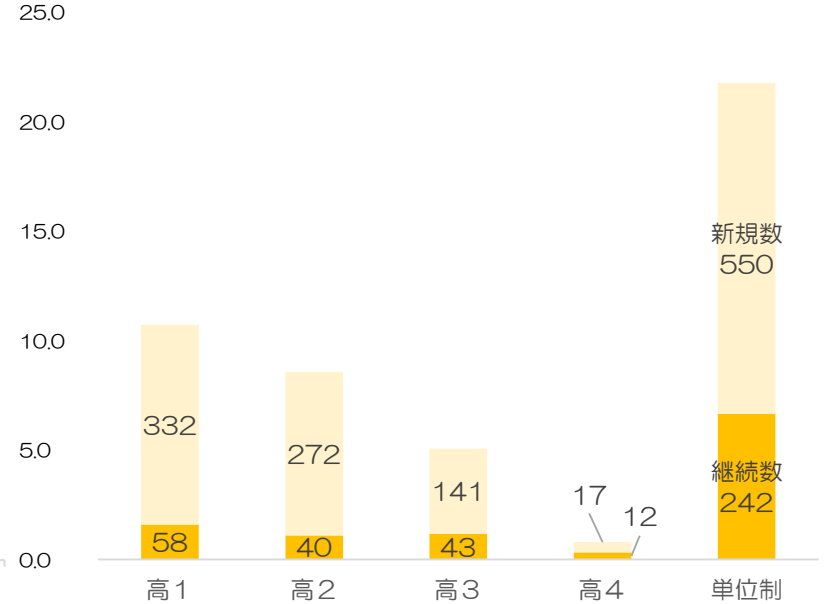
## (3) 高等学校における不登校生徒数 高等学校における学年別不登校生徒数

- 高等学校における不登校生徒数は、1,707人（前年度2,179人）であり、前年度から21.7%減少している。1,000人当たりの不登校生徒数は15.0人（前年度18.7人）である。
- 高等学校においては、学年を追うごとに不登校生徒数は減少しているが、1年生で新たに不登校となる生徒が多い。

高等学校における不登校生徒数の推移（人）



不登校生徒数のうち、前年度不登校に計上された人数（継続数）  
及び今年度新たに不登校に計上された人数（新規数）



不登校生徒数（人）

埼玉県（公立）	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2
高等学校	2,124	2,219	2,299	2,353	2,132	2,210	2,476	2,594	2,179	1,707

1,000人当たりの不登校生徒数（人）

埼玉県（公立）	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2
高等学校	17.3	17.9	18.7	19.1	17.4	18.2	20.5	21.8	18.7	15.0

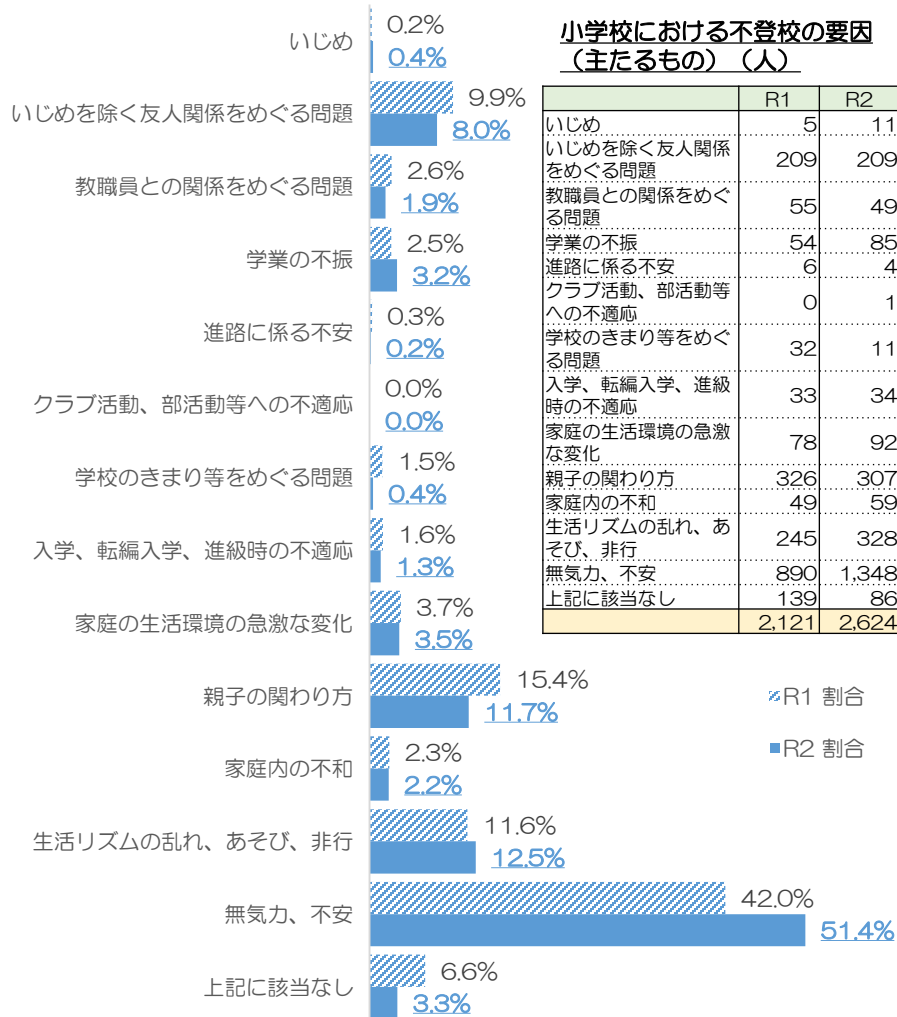
国（公立）	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2
高等学校	18.8	19.3	18.8	18.1	16.6	16.4	16.8	18.1	17.6	15.5

# 3 不登校

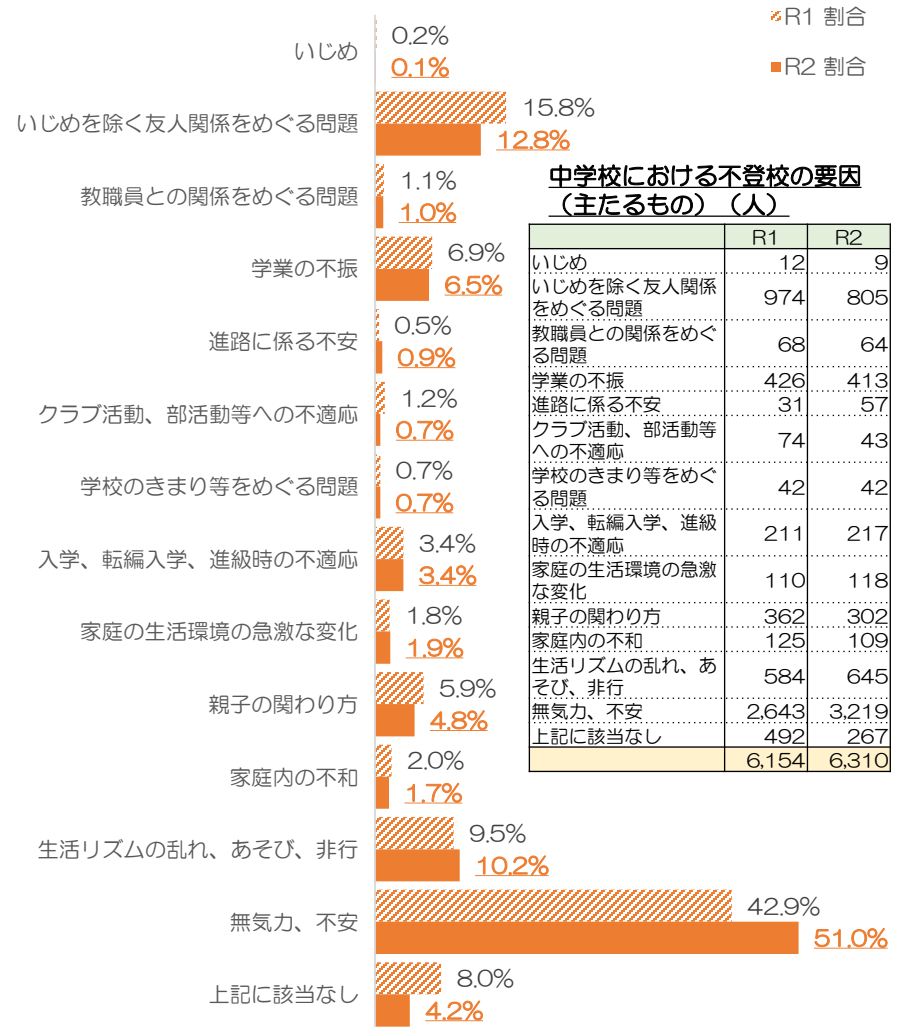
## (4) 小・中学校における不登校の要因

- 小・中学校ともに不登校の要因として、「無気力、不安」が最も多い。
- 小・中学校とも令和元年度と令和2年度を比較すると、「無気力、不安」「生活リズムの乱れ、あそび、非行」の割合が高まった。

小学校における不登校の要因 構成比（主たるもの）



中学校における不登校の要因 構成比（主たるもの）

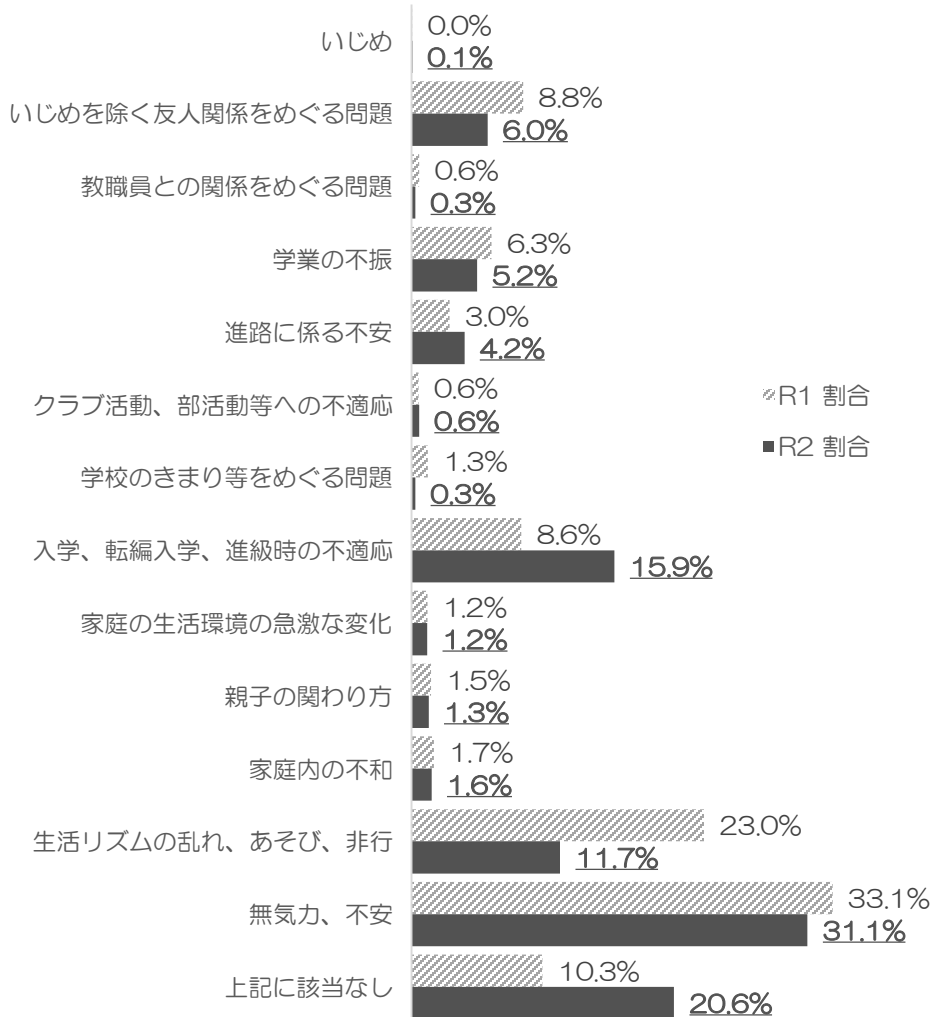


# 3 不登校

## (5) 高等学校における不登校の要因

- 高等学校における不登校の要因は「入学、転編入学、進級時の不適應」の割合が、小・中学校に比べて高い。
- 高等学校においては、不登校の要因の「生活リズムの乱れ、あそび、非行」の割合が、前年度から大きく減少している。

高等学校における不登校の要因 構成比（主たるもの）



高等学校における不登校の要因（主たるもの）（人）

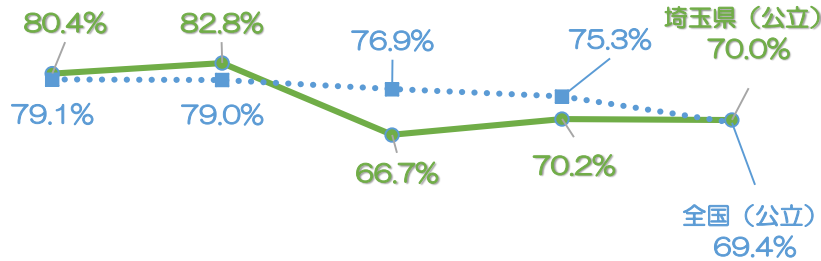
	R1	R2
いじめ	1	1
いじめを除く友人関係をめぐる問題	191	102
教職員との関係をめぐる問題	13	5
学業の不振	137	88
進路に係る不安	65	71
クラブ活動、部活動等への不適應	12	10
学校のきまり等をめぐる問題	28	5
入学、転編入学、進級時の不適應	188	272
家庭の生活環境の急激な変化	27	21
親子の関わり方	33	23
家庭内の不和	38	27
生活リズムの乱れ、あそび、非行	501	199
無気力、不安	721	531
上記に該当なし	224	352
	2,179	1,707

# 3 不登校

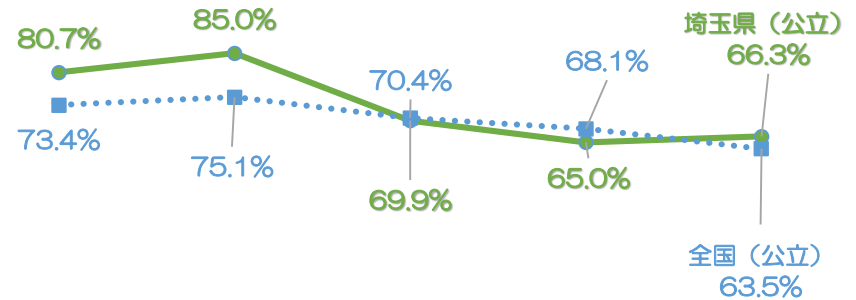
## (6) 小・中学校における学校内外の機関等で相談・指導等を受けた人数

- 小・中学校における不登校児童生徒のうち「学校内外の機関等で相談・指導等を受けた人数」の割合は全国を上回った。
- 小学校においては、学校外で相談・指導等を受けた人数の割合が高く、中学校においては、学校内で相談・指導等を受けた人数の割合が高い。

学校内外の機関等で相談・指導等を受けた人数の割合の推移（小学校）



学校内外の機関等で相談・指導等を受けた人数の割合の推移（中学校）



H28 H29 H30 R1 R2

H28 H29 H30 R1 R2

学校内外の機関等で相談・指導等を受けた人数の割合（小学校）

学校内：養護教諭、スクールカウンセラー、相談員等による専門的な相談・指導  
 学校外：教育支援センター（適応指導教室）、児童相談所、病院、民間団体、民間施設等での相談・指導

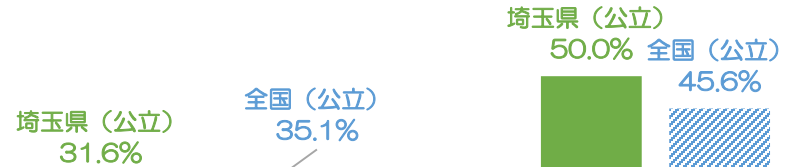


学校外



学校内

学校内外の機関等で相談・指導等を受けた人数の割合（中学校）



学校外



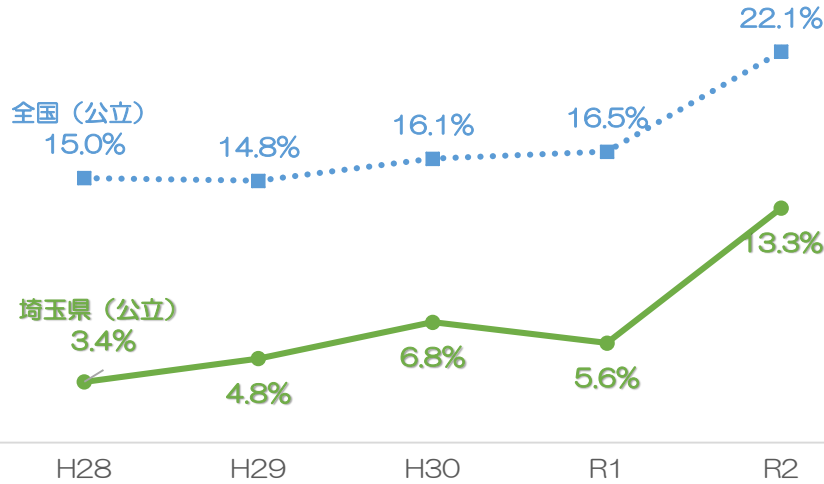
学校内

# 3 不登校

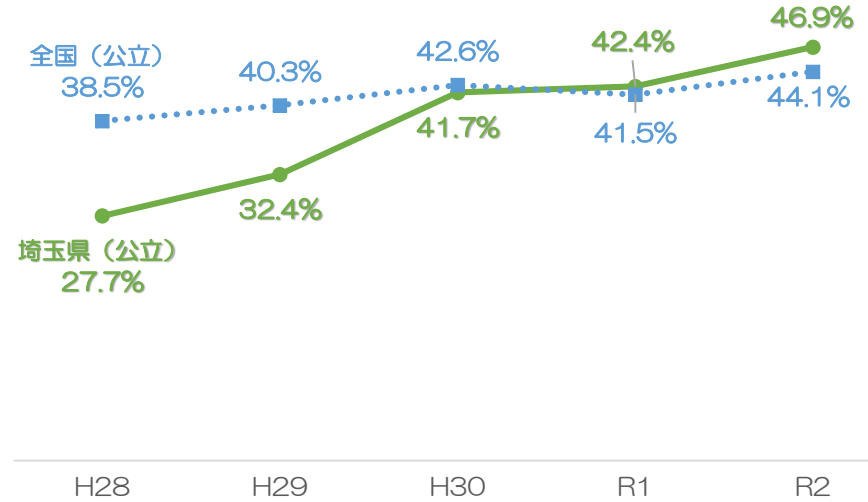
## (7) 高等学校における学校内外の機関等で相談・指導等を受けた人数

○ 高等学校における不登校生徒のうち「学校内外の機関等で相談・指導等を受けた人数」の割合は、学校内、学校外ともに前年度から高くなっている。

学校外の機関等で相談・指導等を受けた人数の割合



学校内で養護教諭・スクールカウンセラー・相談員等に専門的な指導・相談等を受けた人数の割合



学校内：養護教諭、スクールカウンセラー、相談員等による専門的な相談・指導  
学校外：教育支援センター（適応指導教室）、児童相談所、病院、民間団体、民間施設等での相談・指導

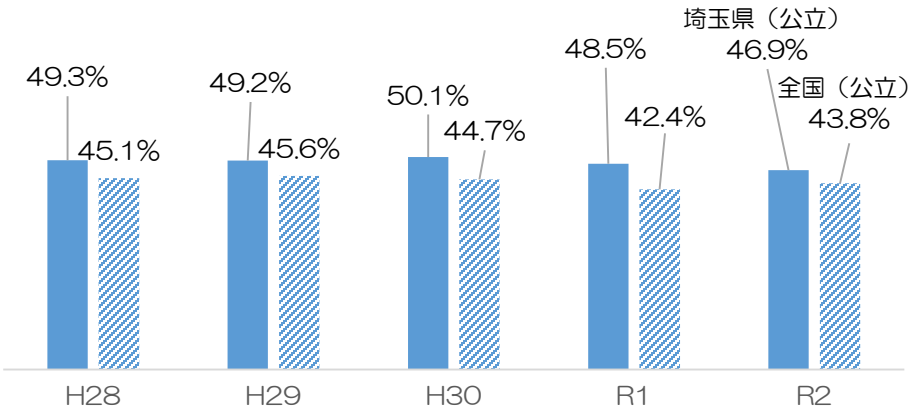
# 3 不登校

(8)

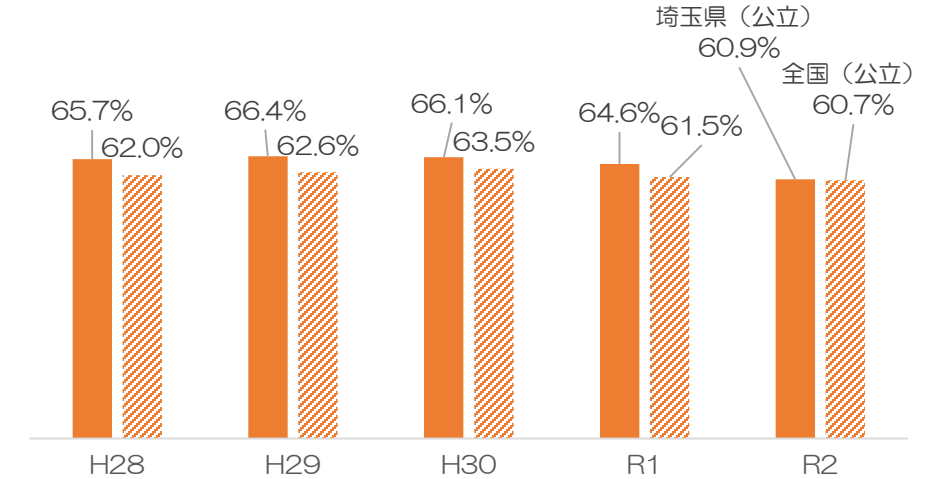
## 不登校児童生徒のうち 90日以上欠席した児童生徒数

- 不登校児童生徒のうち、90日以上欠席した児童生徒数の割合は、小学校46.9%、中学校60.9%、高等学校16.5%である。
- 小・中学校においては、全国に比べて割合も高く、長期に及び不登校児童生徒数が多い。

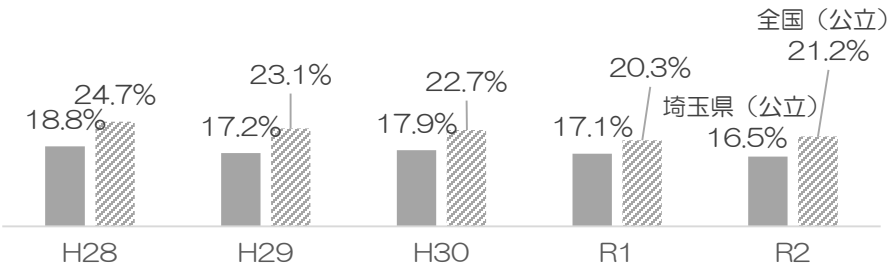
不登校児童のうち90日以上欠席した児童の割合（小学校）



不登校生徒のうち90日以上欠席した生徒の割合（中学校）



不登校生徒のうち90日以上欠席した生徒の割合（高等学校）



不登校児童生徒のうち90日以上欠席した児童生徒数（人）

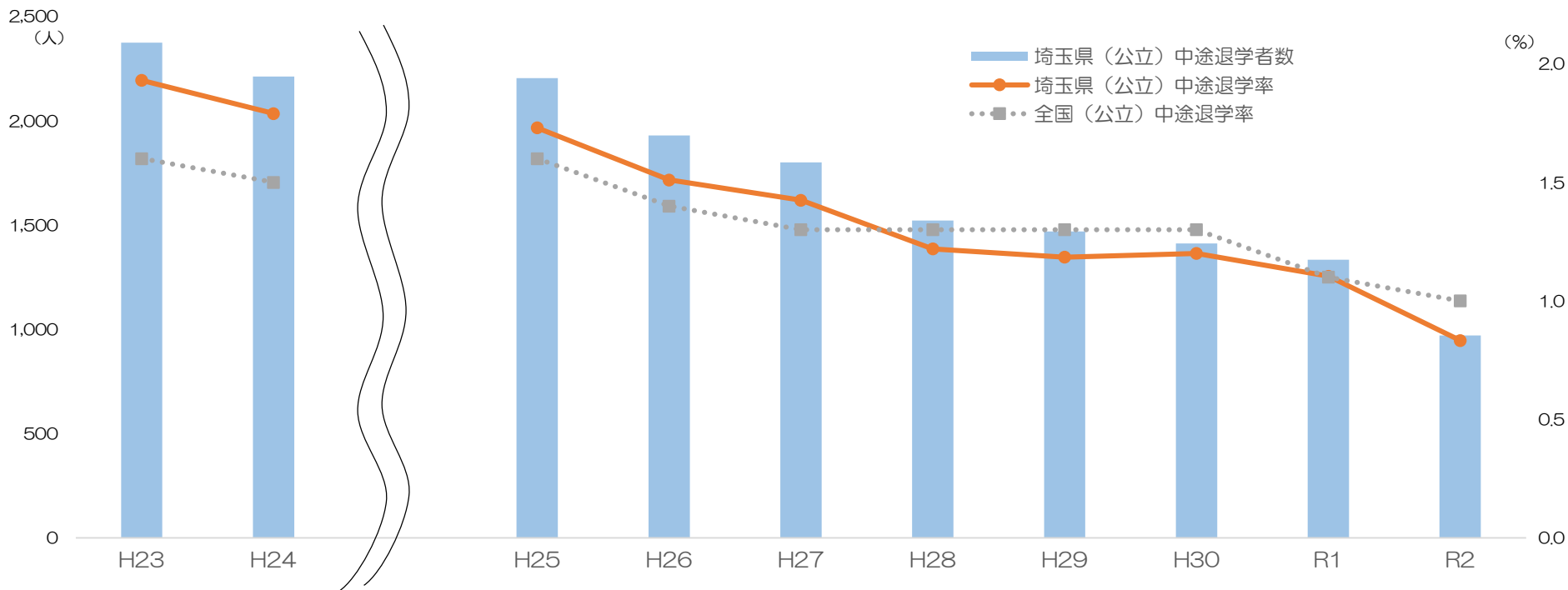
埼玉県（公立）	H28	H29	H30	R1	R2
小学校	529	673	954	1,028	1,231
中学校	3,033	3,410	3,755	3,974	3,845
高等学校	416	427	465	373	281
合計	3,978	4,510	5,174	5,375	5,357

# 4 中途退学

## (1) 高等学校における中途退学の状況

○ 高等学校における中途退学者数は、971人（前年度1,333人）であり、在籍者数に占める割合は0.8%（前年度1.1%）である。

中途退学者数・中途退学率の推移 ※平成25年度からは高等学校通信制課程も調査



中途退学者数(人)

埼玉県(公立)	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2
高等学校	2,374	2,212	2,204	1,929	1,800	1,521	1,469	1,412	1,333	971

中途退学率(%) ※在籍者数に占める中途退学者数の割合

埼玉県(公立)	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2
高等学校	1.9	1.8	1.7	1.5	1.4	1.2	1.2	1.2	1.1	0.8

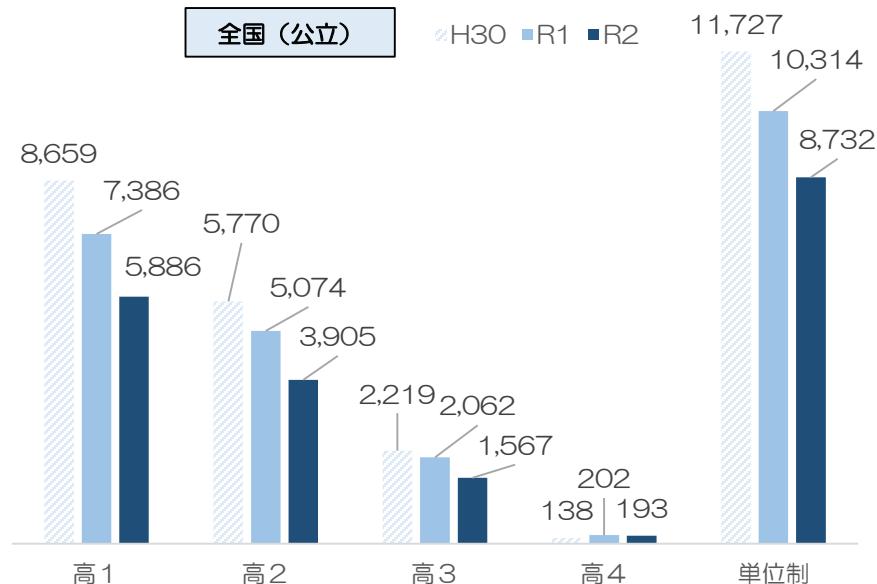
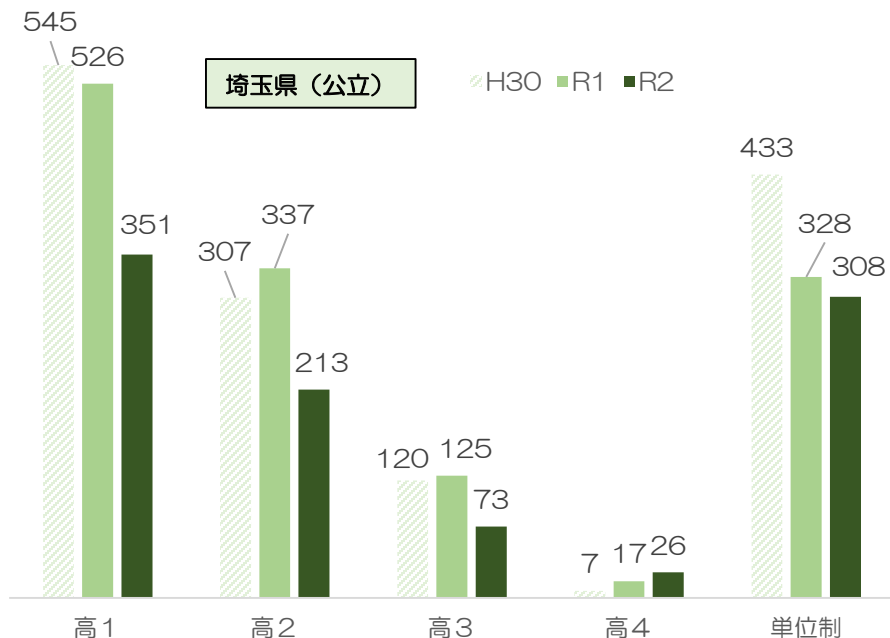
国(公立)	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2
高等学校	1.6	1.5	1.6	1.4	1.3	1.3	1.3	1.3	1.1	1.0

# 4 中途退学

## (2) 学年別中途退学者数

○ 学年別中途退学者数は、1年生が351人（前年度526人）であり、全体に占める割合が高いが、前年度より175人減少している。

学年別中途退学者数の推移（人） ※平成25年度からは高等学校通信制課程も調査



埼玉県（公立）	H30	R1	R2
高1	545	526	351
高2	307	337	213
高3	120	125	73
高4	7	17	26
単位制	433	328	308
合計	1,412	1,333	971

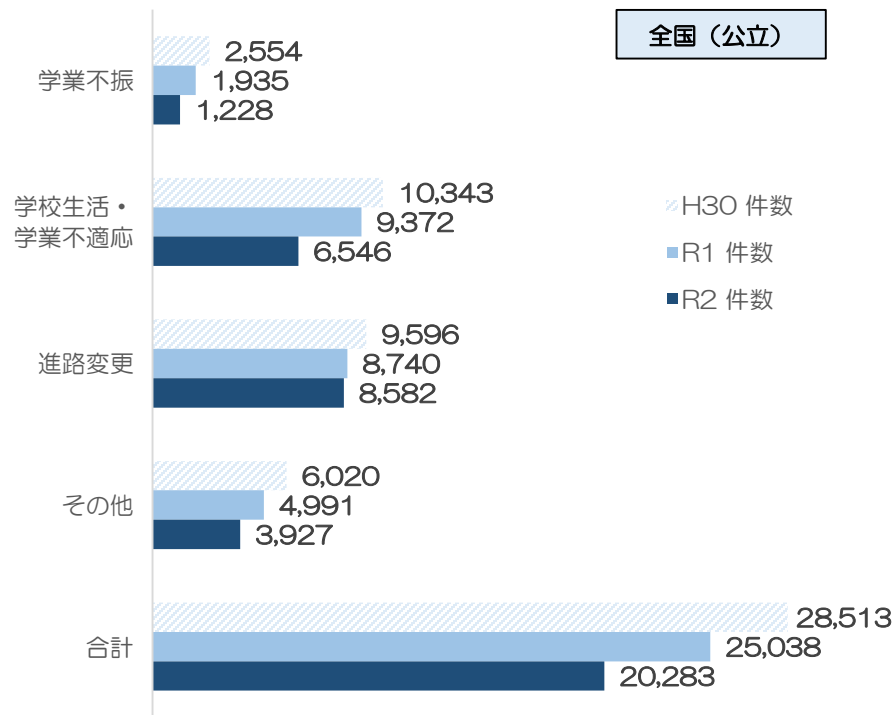
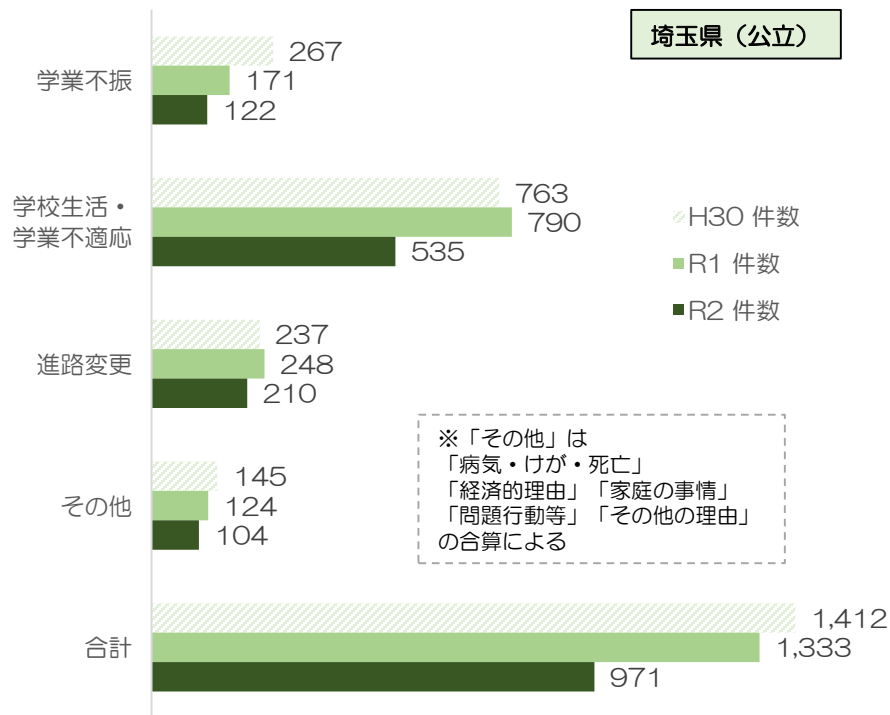
国（公立）	H30	R1	R2
高1	8,659	7,386	5,886
高2	5,770	5,074	3,905
高3	2,219	2,062	1,567
高4	138	202	193
単位制	11,727	10,314	8,732
合計	28,513	25,038	20,283



# 4 中途退学 (3) 中途退学の事由

- 中途退学の事由は「学校生活・学業不適応」が最も多く、全国と比較をしても高い割合であるが、前年度から255人減少している。
- 学年別に見ると、1年生で最も多く減少している。

事由別中途退学者数(人)



事由別学年別中途退学者数(人)

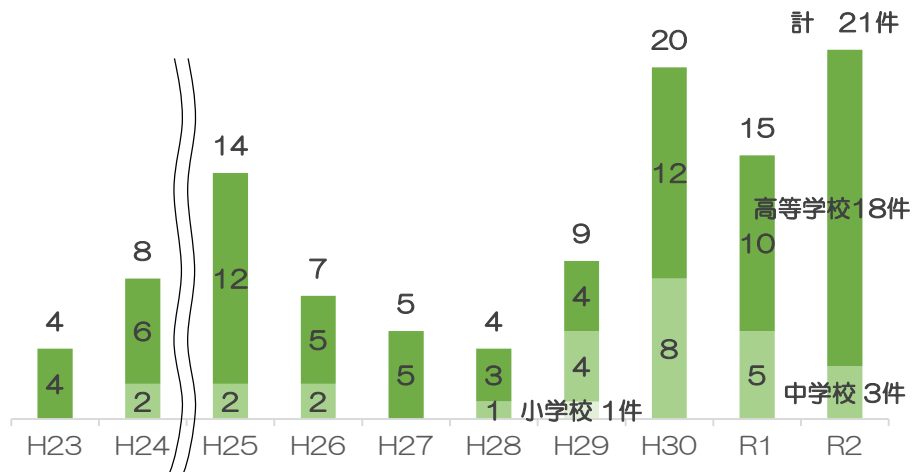
	高1			高2			高3			高4			単位制			合計		
	H30	R1	R2	H30	R1	R2	H30	R1	R2	H30	R1	R2	H30	R1	R2	H30	R1	R2
学業不振	130	62	47	71	58	29	15	9	1	0	0	0	51	42	45	267	171	122
学校生活・学業不適応	317	367	219	155	182	107	55	65	27	3	10	4	233	166	178	763	790	535
進路変更	59	60	61	38	70	50	27	37	20	2	6	18	111	75	61	237	248	210
その他	39	37	24	43	27	27	23	14	25	2	1	4	38	45	24	145	124	104
合計	545	526	351	307	337	213	120	125	73	7	17	26	433	328	308	1,412	1,333	971

# 5 自殺 (1) 自殺の状況

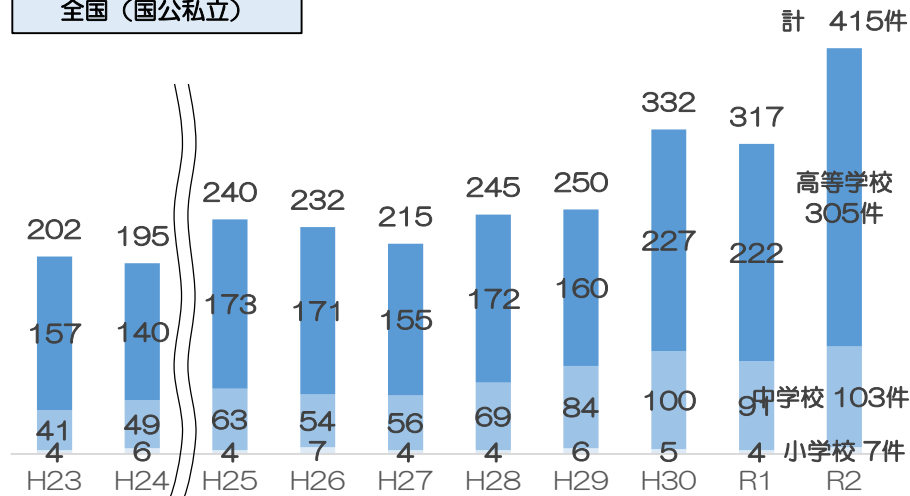
○ 小・中・高等学校における児童生徒の自殺が疑われる事案の件数は21件である。(前年度15件)

児童生徒の自殺が疑われる事案の件数の推移(件)

埼玉県(公立)



全国(国公立)



埼玉県(公立)

	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2
小学校	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0
中学校	0	2	2	2	0	1	4	8	5	3
高等学校	4	6	12	5	5	3	4	12	10	18
合計	4	8	14	7	5	4	9	20	15	21

全国(国公立)

	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2
小学校	4	6	4	7	4	4	6	5	4	7
中学校	41	49	63	54	56	69	84	100	91	103
高等学校	157	140	173	171	155	172	160	227	222	305
合計	202	195	240	232	215	245	250	332	317	415

平成25年度より高等学校通信制課程も調査対象に含む。

# 埼玉県の主な取組

## 1 スクールカウンセラーの配置充実

- 令和3年度は、政令市を除く小学校700校、中学校355校、義務教育学校1校に配置している。
- 県立学校については、全日制高等学校18校、定時制高等学校10校に配置をしている。また、他の高等学校、特別支援学校からの要請に対応するため、教育事務所4所に20名配置している。その他、総合教育センターに2名配置している。

## 2 スクールソーシャルワーカーの配置充実

- 令和3年度は、政令市、中核市を除いた59市町村に76名配置している。
- 県立高等学校、県立特別支援学校からの要請に対応するため、定時制高等学校8校に8名、教育事務所4所に4名配置している。
- スクールソーシャルワーカーに対し支援、援助をするため、教育局生徒指導課にスーパーバイザー2名を配置している。

## 3 24時間対応する電話相談事業

- いじめ、不登校問題などの悩みを抱えた児童生徒、保護者等のため、「子ども用フリーダイヤル」と「保護者用ダイヤル」による電話教育相談を24時間、365日実施している。
- 相談内容としては、学校生活や家庭環境に関するもの、いじめ、不登校に関するものが増えており、令和2年度は9,932件の相談を受けた。

## 4 SNSを活用した教育相談事業

- スマートフォンの普及やSNS等の利用拡大による若年層のコミュニケーション手段の変化を踏まえ、令和2年度においては、さいたま市立学校を除く県内全ての国立・私立・公立の中学校・高校に在籍している生徒を対象に実施している。
- 寄せられる相談は、友人関係に対する悩みや不安が最も多く、令和2年度は、延べ1,203件の相談に対応している。

# 埼玉県の主な取組

## 5 学校におけるメンタルヘルスリテラシーの向上に向けた東京大学大学院との連携協定

- 子供たちの悩みや不安、心身の不調を早期発見、早期対応し、困難を抱える児童生徒を支援する体制を強化するため、県教育委員会は、令和2年11月に東京大学大学院教育学研究科身体教育学コース健康教育学分野と連携協定を締結した。
- 児童生徒のメンタルヘルスや自殺予防に関する知識向上を目的とした、教職員向け動画をさいたま市を除く県内公立学校に配信し、各学校は校内研修等で活用している。
- また、令和3年度より「メンタルヘルス研究推進校」を13校（中学校8校・高等学校5校）指定した。児童生徒が自ら助けを求めたり、友人の危機を周囲に相談したりすることなどを学ぶ「メンタルヘルスリテラシー授業（SOSの出し方に関する教育）」などに取り組みながら、汎用性の高い取組を県内の学校へ発信していく。

【関連リンク】 <https://www.pref.saitama.lg.jp/f2209/jisatuyobounituite.html>

## 6 生徒指導ハンドブック等の活用

- 「いじめ、自殺、暴力行為における対応のポイント」や「学校ですぐ活用できるアンケートやチェックリスト」などを掲載した生徒指導ハンドブック「i's2019」を作成し、令和元年度当初に、さいたま市を除く県内公立学校、各市町村教育委員会、県内関係課所に送付し、生徒指導課のホームページにも公開している。

## 7 不登校児童生徒に対する支援推進事業

- 不登校児童生徒や保護者の不安や悩みを軽減するため、「保護者と教員のための不登校セミナー」を年2回計画している。
  - 「保護者と教員のための不登校セミナー」では、講演やパネルディスカッションによって、児童生徒や保護者への支援方法を知る機会を設けたり、悩み相談、進路相談、フリースクールやサポート校等の紹介をする機会を設けたりすることで、登校復帰又は社会的自立につながる支援に努めている。
- ※ 令和2～3年度は新型コロナウイルス感染拡大を懸念し、セミナーを中止とし、その代替として、不登校に悩む子供たちとその保護者に向けて、不登校の子供への支援に関する情報を発信するためのサイトを開設した。

## 8 中途退学に対する関連事業（地域若者サポートステーションとの連携）

- 「地域の多様な人材との連携による高校生自立支援事業」により、地域若者サポートステーションと連携し、面接指導、ソーシャルスキルトレーニング、社会体験活動を行い、中途退学の防止に取り組んでいる。
- やむを得ず中途退学となった生徒に対しても、キャリアコンサルタントなどによる専門的な相談、コミュニケーション訓練、協力企業への就労体験などにより、切れ目のない支援を行っている。